

平成25年第5回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成25年12月10日																																
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																
開 会（開議）	12月10日午前9時6分宣告（第1日）																																
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 番 井 戸 太 郎</td> <td style="width: 50%;">2 番 戎 井 政 弘</td> </tr> <tr> <td>3 番 奥 田 幸 男</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 植 田 い ず み</td> <td>6 番 山 口 昌 亮</td> </tr> <tr> <td>7 番 高 幣 幸 生</td> <td>8 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>10 番 下 中 一 郎</td> </tr> <tr> <td>11 番 繁 田 智 子</td> <td>12 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘	3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝	5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮	7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子	9 番 山 田 仁 樹	10 番 下 中 一 郎	11 番 繁 田 智 子	12 番 馬 本 隆 夫																				
1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘																																
3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝																																
5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮																																
7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子																																
9 番 山 田 仁 樹	10 番 下 中 一 郎																																
11 番 繁 田 智 子	12 番 馬 本 隆 夫																																
欠 席 議 員	な し																																
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>山 中 淳 史</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>森 井 恵 治</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>理事（政策推進課長）</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>理事（総務防災課長）</td> <td>今 村 雅 勇</td> </tr> <tr> <td>理事（都市建設課長）</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>理事（教育委員会総務課長）</td> <td>西 本 勉</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>城 光 良</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>上 田 武 司</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>塚 本 敏 孝</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 参 事</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	山 中 淳 史	教 育 長	森 井 恵 治	会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章	理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫	理事（総務防災課長）	今 村 雅 勇	理事（都市建設課長）	植 田 充 彦	理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉	税 務 課 長	経 堂 裕 士	住 民 生 活 課 長	城 光 良	健 康 保 険 課 長	上 田 武 司	福 祉 課 長	塚 本 敏 孝	観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦	上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋	総 務 防 災 課 参 事	橋 本 雅 至	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	松 村 嘉 容
町 長	岩 崎 万 勉																																
副 町 長	山 中 淳 史																																
教 育 長	森 井 恵 治																																
会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章																																
理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫																																
理事（総務防災課長）	今 村 雅 勇																																
理事（都市建設課長）	植 田 充 彦																																
理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉																																
税 務 課 長	経 堂 裕 士																																
住 民 生 活 課 長	城 光 良																																
健 康 保 険 課 長	上 田 武 司																																
福 祉 課 長	塚 本 敏 孝																																
観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦																																
上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋																																
総 務 防 災 課 参 事	橋 本 雅 至																																
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	松 村 嘉 容																																
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議 会 事 務 局 長</td> <td style="width: 50%;">西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>田 中 裕 美</td> </tr> <tr> <td>主 任</td> <td>竹 村 恵</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	西 脇 洋 貴	主 幹	田 中 裕 美	主 任	竹 村 恵																										
議 会 事 務 局 長	西 脇 洋 貴																																
主 幹	田 中 裕 美																																
主 任	竹 村 恵																																
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>報告第 6 号 議会の委任による専決処分の報告について （和解及び損害賠償の額の決定について）</p> <p>報告第 7 号 議会の委任による専決処分の報告について （和解及び損害賠償の額の決定について）</p> <p>報告第 8 号 議会の委任による専決処分の報告について</p>																																

町長提出議案
の題目

- (和解及び損害賠償の額の決定について)
- 議案第54号 平群町子ども・子育て会議条例の制定について
- 議案第55号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第57号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 特別職の職員で非常勤のものとの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第60号 平群町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 平群町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第64号 平群町社会教育委員設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 平群町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 平群町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 平群町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について

<p style="text-align: center;">町 長 提 出 議 案 の 題 目</p>	<p>議案第 6 9 号 平成 2 5 年度平群町一般会計補正予算（第 3 号）について</p> <p>議案第 7 0 号 平成 2 5 年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について</p> <p>議案第 7 1 号 平成 2 5 年度平群町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について</p> <p>議案第 7 2 号 平成 2 5 年度平群町用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）について</p> <p>議案第 7 3 号 平群町体育施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第 7 4 号 平群町立老人福祉センターの指定管理者の指定について</p> <p>議案第 7 5 号 平群町若井集会所の指定管理者の指定について</p> <p>議案第 7 6 号 平群町リサイクルセンターの指定管理者の指定について</p> <p>議案第 7 7 号 平群町農村環境改善センターの指定管理者の指定について</p> <p>議案第 7 8 号 平群町活性化センターの指定管理者の指定について</p> <p>議案第 7 9 号 平群町都市公園の指定管理者の指定について</p> <p>議案第 8 0 号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について</p> <p>議案第 8 1 号 奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。</p> <p style="text-align: center;">3 番 奥 田 幸 男 5 番 植 田 い ず み</p>

平成 25 年 第 5 回 (1 2 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

平成 25 年 1 2 月 1 0 日 (火)
午 前 9 時 開 議

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 報告第 6 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 5 | 報告第 7 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 6 | 報告第 8 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 7 | 議案第 5 4 号 | 平群町子ども・子育て会議条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 5 5 号 | 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 5 6 号 | 特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 7 号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 8 号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 9 号 | 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 0 号 | 平群町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 4 | 議案第 6 1 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 5 | 議案第 6 2 号 | 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 3 号 | 平群町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 7 | 議案第 6 4 号 | 平群町社会教育委員設置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 8 | 議案第 6 5 号 | 平群町営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 9 | 議案第 6 6 号 | 平群町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について |

- 日程第20 議案第67号 平群町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第68号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第69号 平成25年度平群町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第70号 平成25年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第71号 平成25年度平群町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第72号 平成25年度平群町用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第73号 平群町体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第74号 平群町立老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第75号 平群町若井集会所の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第76号 平群町リサイクルセンターの指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第77号 平群町農村環境改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第78号 平群町活性化センターの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第79号 平群町都市公園の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第80号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について
- 日程第34 議案第81号 奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について

開 会 （午前 9時06分）

○議 長

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成25年平群町議会第5回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして、御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。

時のたつのは早いもので、ことしも余すところ3週間となりました。本日、平成25年平群町議会第5回定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多忙のところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、9月定例会から3カ月が経過し、町内におきましてもさまざまな行事が開催されました。

9月28日に、地元奈良のプロバスケットボールチームバンビシャス奈良の公開練習が総合体育館であり、約350名の町民の方にお集まりいただき、プロ選手の迫力あるプレーを間近で見ることができました。なお、来年1月11日、12日に総合体育館におきまして、バンビシャス奈良のホームゲームが開催されます。まちを挙げて盛り上げていきたいと考えております。

10月1日から家庭系可燃ごみを有料化いたしました。町民の皆様の御協力のもと、順調な滑り出しとなっております。今後、さらなる可燃ごみの減量化に向けまして、PR活動に取り組んでまいります。

10月13日には、第50回記念町民体育大会が開催されました。各大字・自治会より多くの方に御参加をいただき、秋晴れのもと、それぞれの競技においてスポーツを楽しんでいただきました。

11月1日からコミュニティバスのダイヤ改正を行い、利用者の利便性の向上を目指し、北ルート、南ルートの2ルートに分け、1ルートの時間短縮と1日の便数の増を図り、多くの方に御利用いただくように努めています。

11月3日には、長年にわたり、まちの発展に御尽力いただいた方々への地方自治功労者表彰式を挙行し、同時に第37回文化祭が多くの皆様の御参加を得て盛大に開催されました。

11月17日には、竜田川クリーンキャンペーンが開催され、多くの企業、団体、ボランティアの方々を初め、奈良県職員や町職員にも参加いただきました。竜田川を町民みんなの川としてより親しまれる川にするため、今後もより

多くの方々の参加を呼びかけてまいります。

ことしも11月30日と12月7日、それぞれプリズムめぐり、中央公民館におきまして住民説明会を開催し、合計122名の参加者があり、住民の皆様からはさまざまな御意見をいただき、情報の共有も図られ、有意義な意見交換の場となりました。

12月7日の午後からは、総合体育館におきまして、平群町総合型地域スポーツクラブくまがしクラブ主催のくまがしフェスタが多くの町民の皆様の御参加と多くの団体の御協力を得て盛大に開催され、高齢者から子どもまでスポーツを通しての交流が生まれました。

この場をお借りしまして御報告でございますが、平成20年に西向の町有地の売却に関しまして提訴されていまして裁判について、去る9月26日付で最高裁判所より上告棄却が決定され、町の勝訴が確定いたしました。議員各位には大変御心配をおかけいたしましたでしたが、これをもちまして裁判が終結したことを御報告いたします。

さて、本会議では、報告案件が3件、条例制定が1件、条例改正が14件、平成25年度一般会計並びに特別会計の補正予算が4件、議決案件が9件、計31件の議案を上程させていただいております。いずれも慎重審議いただき、可決賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により3番、奥田君、5番、植田君を指名いたします。本定例会会期中よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定いたしておりますとおり、本日から12月19日までの10日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの10日間と決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

12月10日（火） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

12月11日（水） 総務建設委員会 午前10時より

12月12日（木） 空いてございます。

12月13日（金） 空いてございます。

12月14日（土） 休会でございます。

12月15日（日） 休会でございます。

12月16日（月） 空いてございます。

12月17日（火） 本会議（一般質問） 午前9時より

12月18日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

12月19日（木） 本会議（最終日） 午後2時からで
ございます。

以上でございます。

○議長

続きますして

日程第3 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長、山口君。

○議会運営委員長（山口昌亮）

去る11月28日午前10時より議会運営委員会を開催いたしました。案件につきましては、きょうから始まりました第5回定例会の議会運営、また当局のほうから議案内容について一定の説明を受けました。

また、10月2日それから10月11日、この2回にわたってですね、11

月16日に開催いたしました議会報告会の運営について、また内容について協議しました。

以上です。

○議長

続きまして、文教厚生委員会の報告を求めます。文教厚生委員会委員長、窪君。

○文教厚生委員長（窪 和子）

文教厚生委員会の開催について御報告いたします。

日時、平成25年10月11日金曜日午前9時より、案件につきましては、幼保一体施設開設に伴う進捗状況についてであります。

また、平成25年11月14日木曜日午後2時より、案件は同じく幼保一体施設開設に伴う進捗状況についてであります。

また、平成25年11月27日水曜日午前10時より、案件は同じく幼保一体施設開設に伴う進捗状況についてであります。また、その日は梓設計を参考人として招致をいたしました。

以上です。

○議長

続きまして、議会改革特別委員会の報告を求めます。議会改革特別委員会委員長、高幣君。

○議会改革特別委員長（高幣幸生）

議会改革特別委員会について御報告を申し上げます。

平成25年10月15日午後2時より、案件については、議会の日程について。その詳細は1、会期日程について、2番目、一般質問の日程について、3番目、事前委員会の開催について。以上3件を審議いたしました。さらに、継続的にこの問題に関しては、皆様方の御協力を賜りたいと考えております。

以上です。

○議長

次に、町より報告事項があります。

予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

それでは、私のほうから予備費充用につきまして、2件御報告させていただきます。

まず、平成25年10月8日付で、職員採用試験の応募者が増加したことから、試験事務委託料として総務費、総務管理費の委託料に22万円を充用させていただきました。

また、10月24日付で、西向公有地売却住民訴訟事件が結審いたしましたことから、弁護士費用といたしまして、総務費、総務管理費の報償費に200万円を充用させていただきました。以上、合計2件、222万円を予備費から充用させていただきました。御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第4 報告第6号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

日程第5 報告第7号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

日程第6 報告第8号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

以上3件については、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。
順次報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

失礼いたします。それでは、順次報告させていただきます。

報告第6号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年12月10日報告

平群町長 岩崎 万勉

めくっていただきまして、これは専決処分書でございます。

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成25年11月6日

平群町長 岩崎 万勉

めくっていただきまして、

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年9月25日午前10時55分ごろ発生した、町道四辻路線の平群町越木塚250番地付近において、側溝ぶたが跳びはねたことによる通行車両

のフロントドアとリヤドアの破損の物損事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 8万8,000円

この損害賠償金につきましては、全額、全国市町村総合賠償補償保険で対応いたします。

続きまして、

報告第7号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年12月10日報告

平群町長 岩崎 万勉

めくっていただきまして、専決処分書でございます。

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成25年11月6日

平群町長 岩崎 万勉

めくっていただきまして、

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年10月10日午後4時10分ごろ発生した、町道中学校前路線の平群町福貴1511番地1付近において、グレーチングが跳びはねたことによる通行車両のタイヤのバーストとリアドアの破損の物損事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 21万7,717円

この損害賠償金についても、全額保険で対応いたします。

続きまして、

報告第8号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年12月10日報告

平群町長 岩崎 万勉

次のページ、専決処分書でございます。

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成25年10月9日

平群町長 岩崎 万 勉

次のページ、めくっていただきまして、

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年8月9日午前8時55分ごろ、平群町上庄2丁目10番10号の付近において、本町の公用車がし尿のくみ取り作業を行っていた民間の岸本清掃管理センターのくみ取り用ホースと接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 1万8,900円

この損害賠償金についても、全額保険で対応いたします。

以上でございます。

○議 長

続きまして

日程第7 議案第54号 平群町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第54号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○8 番

平群町子ども・子育て会議の条例の制定についての議案の提出をしていただきましたが、本年6月も補正を組まれ、やっこの条例の制定が提出をされ、評価をしたいと思いますが、この会議の設置により、平群町の子育て支援の充実をしていかなければならないと思いますが、担当課の御決意を御確認をさせていただきたいと思います。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

改めて決意を聞かれるとは想定しておりませんでした。法律が制定されたからやっていくということではございません。平群町はこの間、町長を筆頭に

若い世代、子ども・子育て世代を育成していくということで、重点的に政策を提起させていただいてきたところです。また、いま現在も幼保一体化施設の建設等も含めて、その一環であるというふうに考えているところでございます。

今回、設置をさせていただきます子ども・子育て会議というのは、特に市町村のいま置かれている状況の把握、あるいはこの実施をさせていただきます事実調査を踏まえた上で、基本方針、事業計画、そして成果目標の検討というのを明確していく予定でございます。それに基づいて、教育、保育、施設等の給付の内容の検討、あるいは現状における水準の意見調整を図っていく。事業計画等の進捗状況の調査、審議、点検評価、効果測定、見直し等も含めて、総合的に判断をしていきたいと。そういう意味では、単年単年、あるいは単発の事業ごとにおける取り組みということではなしに、長いスパンでの子ども・子育て支援というものを視野に入れながら、この会議をその中核をなすものというふうに考えておりますので、そういう位置づけの中で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいというふうに思います。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。本当に会議を設置して、いろんな会議がありますけれども、形式的な会議にならないように、いま福祉課長のほうから述べていただきましたが、しっかりと平群の子どもたちのためにこの会議を充実していただいて、そこで出た内容をしっかりと反映をしていただきたいと思います。

もう1点、お聞きしますが、第1回の子ども・子育て会議の開催日程と、またニーズ調査ですね、これも入っておりましたが、ニーズ調査の実施と今後の予定についてお尋ねをしたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

第1回目の子ども・子育て会議でございますが、本12月議会で承認を賜りまして、それからいま委員の検討を進めておりますので、日程を考えますと、年内第1回目の会議って非常に厳しい状況でございます。これはお叱りを受けるかもわかりませんが、1月早々には第1回目の会議を招集する。それと同時に並行で進んでおりますニーズ調査を踏まえて、年度内にはもう1回、2回目の会議を実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。一応そういうことでございます。

○議長

窪君。

○ 8 番

1月早々に本当に開催していただきたいと思います。25年度内で2回開催されると。そういうことで、その中でニーズ調査も行っていくということですが、ニーズ調査は、本当に平群町待機児童はゼロだとおっしゃっておりますが、潜在的な待機児童というのはたくさんいらっしゃると思いますので、きめ細かなニーズ調査をしていただきたいと思います。

そして、それを受けて、最後にもう1点、子ども・子育て支援計画の策定が国のほうでも言われております。これもあわせて策定されると思いますが、この策定につきまして、どのようにお考えでしょうか。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

当然、子ども・子育て会議を設置をさせていただくわけですから、その調査、あるいは皆さんの中で論議をいただいて計画をつくっていくというのが本筋でございます。本年度内に計画策定の途につく、26年度の中で審議をさせていただいて、27年度以降の計画を策定していくという、いま心積もりで進めていこうとしておりますので、御理解を願いたいというふうに思います。

○ 議 長

窪君。

○ 8 番

計画は27年度以降ということですが、幼保一体の施設が27年4月から開園をいたしますので、この会議の内容をですね、しっかりと幼保一体の方向にも反映ができるようお願いをしておきたいと思います。

○ 議 長

山口君。

○ 6 番

いま一定の議論がありましたけどね、まずこの会議の中心はですね、子ども・子育て支援法の第77条1項に掲げる事務を行うと、こうなってるんですね。この中身は何かというと、特定の教育、保育施設の利用定員の設定。2番目がですね、特定地域型保育事業の利用定員、これを決めるということですね。三つ目がいまも質問があった市町村子ども・子育て支援事業計画、さらに当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施設の実施状況を調査審議って、こうなってるんですね。だから、ここでほとんど決めるということになるわけなんですけど、このですね、

特定の教育、保育施設とは何を指すのか。また、特定地域型保育事業とは一体何なのか。さらにですね、いま策定計画の手順についてはですね、これからみたいなお話もありましたけれども、その点について、まずどのような内容になっているのか説明いただけますか。

○議長

少し時間が欲しいということですので、暫時休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時30分)

再 開 (午前 9時40分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

福祉課長。

○福祉課長

貴重な時間をとっていただきまして、ありがとうございます。休憩前の山口議員の質問でございます。

特定ということで、どういう施設を指しているのかということでございますが、これは認定こども園、幼稚園、保育所、3施設でございます。それと、もう一つ、特定地域型保育事業ということでございます。これは要約しますと、いままで国、県のレベルで決められていた定員数等も含めて、保育内容について、市町村において一定審議の上、内容を変更することができるという内容でございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○6番

これまで国が定めていた基準をある意味、一定市町村、自治体のほうですね、するということなのですが、それともう1点、基本的なことになるんですけども、この会議については、法律では一応設置義務というのはないんですね。この会議をつくらなかった場合は、当該の保護者の皆さんとか、その施設を運営している人たちの意見も聞いて、町として、この法の趣旨に基づいてですね、計画などを立てると、こういうふうになっているわけですけども、そ

れをわざわざですね、今回、平群町としては会議を設置するというようにしたわけですが、その立ち上げるメリットというのは一体何でしょうか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

メリットと言いまして、いろいろございますけれども、まず一つは、現在平群町は子育てにかかわりまして、いろんな協議会、あるいは委員会等も含まれてございます。例えば、青少年問題協議会が法的に設置を義務づけられておりますし、要保護、準要保護の会議がありましたし、青少年補導委員会がありますし、いろんなものがございます。それら個々分野別で、いまそういう会議が運営されておりますけれども、それらで取り組んでおられる専門的な取り組みを集約しながら、この会議の中で一定平群町は統括をしていきたい。いろんな取り組みを総合的にこの会議の中で受けとめながら、平群町のこれからの子育て支援についてどうあるべきかということについて、一定方向を明らかにしていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、いま現在進めていこうとしております幼保一体化も含めてそうですが、平群町は幼保小中ということでの連携をさらに進めていこうとしておりますが、いまの現状から言いますと、個々の会議がばらばらの状況になっておりますので、それらも含めて統合していく。子育て支援センターの日常活動も含めて、対象年齢を拡大していくこともあわせて、広い意味での子育て支援というのを広範囲に進めていくための中心にこの会議を設定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議 長

植田君。

○5 番

ちょっと1点聞きたいんですけども、この子育て会議について、公募はちょっと私も広報を見損ねたのか、公募されるのかどうか。平群町はできるだけ住民のいろんな住民参加の行政という立場で、幾つかの委員会で公募をされています。そういう意味では、これも広く平群の子どもたちの未来を担う平群町での教育や保育をどうあるべきかというところでしっかり議論をしてもらいたいと思っておりますが、そういう意味では公募をしていって、広くそういう参加を募っていくというのは必要だと思うんですけども、この点について御答弁いただけますか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

条例第3条の2です、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱するというふうにしております。その1、子どもの保護者というふうにしております。これは当然広く保護者の皆さんから委員を出していただきまして、意見を頂戴するというふうになっております。ただ、公募にするのか、あるいは各学校、保育園、幼稚園のPTAの皆さんの中で協議の上、代表を選出していただくのかについては、いま現在検討をしているところでございます。

○議長

井戸君。

○1 番

このたび、この子育て支援法に基づいて今回設置されるわけですが、この趣旨はすごいいいことだと思うんです。それはもちろんいいことだと思うんですけども、ただちょっと法の趣旨から、平群と考えたときに、結構平群ってもう既にできてるなというイメージはあったんです。だから、平群がいまこういう子育て支援のハイレベルで行っているのかなと思いつつ、いろいろなところを見させてもらってたんですけども、ちょっと心配なのが、せっかくなところというところで、先ほど山口議員のほうからあったメリットという部分で、どうしてもいまのレベルが高いと、さらにと言うたら、なかなか難しいところがあると思うんです。例えば、大阪市とかでしたら、普通に定員が足りない状況で定員を増やしましょうってなりますけど、平群の場合はもう既にできているとなってきたら、よりいいものを求める。これからの計画など、この会議でなってくると思うんですけども、その中で、やはりこういう公的な会議というのはどうしても話しにくいという空気といいますか、あると思うんです。やはり公募なり何なりにしても、素人の方が来られますんで、できる限りせっかくなところこういう会議をつくるんですから、いろんな意見を言いやすい空気といいますか、そういう組織といいますか、そういうのをできるだけ、これはお願いなんですけども、いろいろ意見を言いやすいようなところをつくってほしいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

決して言いにくいように会議を運営しているわけではございませんけれども、やはり日常その分野の専門的な業務をしておりませんとわかりにくい部分もあるかもわからんとは思いますが。しかし、保護者の代表の方、あるいはその時々に応じて、第7条でも、必要に応じて関係者を招集して意見を聞くこともでき

ますし、関係する必要な資料の提出を求めることもできるというふうにしております。その都度都度、やっぱり必要に応じて意見を頂戴したり、あるいは保護者の皆さんについても、その中でやっぱり論議をしていただく中で理解を賜りながら、決して難しいように会議をしているつもりはないんですけれども、それは心がけていきたいというふうに思います。

○議 長

ほかはございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第54号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きますして

日程第8 議案第55号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
について

日程第9 議案第56号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に
関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第57号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関
する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第58号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末

手当に関する条例の一部を改正する条例について

以上4件については、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。

まず、議案第55号の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第55号 提案理由説明

○議長

次に、議案第56号の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第56号 提案理由説明

○議長

続きまして、57号、58号について、提案理由の説明を求めます。

○総務防災課長

議案第57号 議案第58号 提案理由説明

○議長

これより議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

平成19年から財政健全化の一環として行われてるわけですがけれども、毎年毎年この議案は出てくるんですけれどもね、この間、平成19年度から24年度までで結構ですから、この6年間でどれだけの支出削減があったのか、まずそれから答えていただけますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

申しわけございません。ただいまの御質問でございますけど、きちっとした支出削減ということの中では支出をしていないということで、きちっとしたデータの集計はしておりません。ただ、23年度から、この一部県外とか宿泊を伴う旅費日当についての支給を開始したということでの、逆にその支出ということと言いますと、23年度につきましては、11万1,800円の金額の旅費日当が逆に出てきたということで、ただ県内等々につきましても、旅費日当につきましての支給をしていないということで、ちょっといま若干それ以前の18年度以降がどれぐらい旅費日当が出ていたということにつきましては、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、申しわけございません。ちょっと

その辺深く把握はしておりません。

○議 長

山口君。

○6 番

じゃあ、ちょっと変えて聞きますけどね、昨年度、いま近畿2府4県と隣接する三重県については、日帰り出張は日当不支給、それ以外、宿泊を伴う場合は全てつくということと、近畿2府4県と三重県以外はつくということなんですが、昨年度の出張に伴う日当、宿泊料、それから食卓料というのが条例にあるわけですが、これのそれぞれの金額というのはわかりますか。24年度で結構です。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

すみません、ただいまの御質問でございます。先ほど申し上げましたように、23年度につきましては、いわゆる旅費の日当につきましては、11万1,800円で、24年度につきましては、ちょっと途中までの集計なんですけれども、年度途中でございませぬけども、6万5,400円だったと。ただちょっとまだプラス、最後のほう、集計ちょっと終わっておりませぬので、それ以上あったということだと思います。特に宿泊に伴うもの、いわゆる県外の1,600円等々の旅費を支給するものにつきましては、職員の研修であったり、事業団とかアカデミーとかの研修に伴う旅費日当、あるいは全国大会的なもの、それから観光PR的なもののような出張がございました。ちょっと年度途中の集計で、まだ24年度全額ではございませぬ。一応いま現在持っている数字では6万5,400円だったんですけども、23年度が11万1,800円ということで、ほぼそれぐらいの近い数字であったろうと思いますけど、申しわけございませぬ。ちょっと数字はいま確定はしておりませぬので。

○議 長

山口君。

○6 番

またで結構ですけど。もちろんね、本則にある日当支給、日帰りのですね、出張について、県庁に行っても日当が支給された時期があったようですけれども、それはちょっとどうかなというのは当然ありますんでね、ある意味、できたら本則にしたらどうなんですかね、毎年毎年ね。普通民間で言ったら、日帰りで出張手当もらうというのはまずないと思いますし、普通に考えてもちょっと生駒や王寺から外へ出た地域まで、いま距離も条例の中にはありますよね。

だから、そういうことでできるのであれば、私はもうある意味、本則、ただこれもね、兵庫県の例えばですよ、一番北の端のね、いま新温泉町に名前変わってますけれども、あそこまで行くのにですね、日帰りで行けるかどうかのことは別にしてですよ、そういうところへ行ったときに朝早くから出てですね、ほんで夜遅く帰ってくると、会議か何かですよ、例えばですよ。そういう場合は距離制でいけるわけですから、ちょっとそういうふうに本則のほうをね、やっぱりきちっとすべきではないかというふうに思うんですよ。今回は、これはこれで附則でやるわけですけども、それはそのことは提案してですね、ちなみにこれは9月議会でもちょっと質問しましたけれども、町長が8月に須崎に視察に行かれたということで、これは日当は当然宿泊伴うから出てますよね。これは何日分支給してるんですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

まず、いまの御質問でございますが、日当につきましては、この区域に含まれておられない県ですので支給はしております。支給日数でございますが、2日というふうに記憶をしておるんですが、ちょっといま手元に資料がございませんので、後ほどきっちりした日数につきましては、お答えさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

山口君。

○6 番

細かいこと言うなというふうに思われるかわかりませんが、やっぱりきちっと正確にしとかなあきませんからね。この前、私が9月議会で一般質問で質問したときには、2日目の昼からはプライベートだと、こうおっしゃった。2日ということは、これは半日でも1日分の出張旅費が出るということで、そういう措置をされてるんだろと思うんです。この辺についてもね、出張の途中からプライベートということになればですよ、どこで線を引くかというのは非常に難しいんですよ。いまの条例では、2日分支払わざるを得ないというふうに私は思うんです。それは多分いま答弁されたとおりでしょ。でも、その辺も含めてね、やっぱり誤解を与えないような措置はちゃんととるべきだと思うんで、その点についても、今後本則で変える場合はですね、その辺もきちっとですね、頭に入れてというか、考えてですね、やっていただきたいということは一言申し上げておきます。答弁は結構です。

○議 長
答弁はよろしいですか。

○6 番
はい。

○議 長
ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長
ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより議案第55号に対する討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長
ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第55号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長
異議なしと認めます。よって、議案第55号については原案どおり可決することに決しました。
続きまして、これより議案第56号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長
ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第56号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第56号については原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第57号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第57号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第57号については原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第58号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第58号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第58号については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第12 議案第59号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第59号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

これについては、出張のほうはいいですけれども、非常勤の特別職のですね、報酬、主には2割なんですけど、いま説明あったように半分になってる分もあれば、2割より率が小さい分も、それは一つだけですけどあります。この違いは一体どういうことで、もちろん仕事の内容によってだというふうに思うんですが、いまさら聞くのも変な話なんですけど、どういう基準によるものか、再度説明していただきたいのと、それから主に2割の減額措置をとったことで、その年によって、会議の開きぐあいとかによって変わってきますので一概には言えませんが、月額制もあるので、これは日額もありますね、ちょっと変わってくると思いますが、年間、例えば24年でも23年でも結構ですが、この削減によって、どれぐらい支出が減っているのか、あわせてよろしくお願いします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

20%削減ということにつきましては、一定報酬審議会等の意見も聞きながら、厳しい財政状況の中で20%と削減を定めたものでございます。ただ、削減率が異なっているものにつきましては、いわゆる監査委員の中でも学識経験者の監査委員につきましては、そういった削減の20%率にはよっておらない状況でございます。

あと、日額が2分の1になったことにつきましては、以前もいろいろ議論がございました。いわゆる日額の報酬の額が数時間で終わると。おおむね半日ぐらいでの時間でそういった審議が終わるということも含めまして、そういったことから、もう2分の1に減じてはどうかということでもございまして、一応日額につきましては、おおむね2分の1の額と定めたものでございます。これは丸々1日もあるような委員会等が少なく、ほぼ半日で終わるという前提でございまして、ただ、その審議によっては、場合によっては長時間になるものもございまして、一応一律に日額日当につきましては、2分の1と定めております。

それから、いまちょっと現在、減額によった額ですね、ちょっといま持ち合

わせておりませんので、ちょっと休憩をとっていただいで調べるか……。

○議 長

後でも。

○総務防災課長

後ほどよろしいですか。すみません、失礼します。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第59号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第13 議案第60号 平群町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

議案第60号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 6 番

大きく三つということなんですが、最初のね、寄附金控除の対象範囲の拡大ということで、町内の事業所、それから各年度というか、今年度課税のですね、影響額もいま説明あったんですが、さっき13件、78万円影響額、当然所得税のほうは、もう既に寄附金控除の対象になってますから、そこから割り出されたというふうに思うんですけどもね。ただ、この拡大になることで、当然町内に6法人あるということなんでね、いま多くの普通ですね、収入、普通と言ったら変やけど、大体10%のフラットで住民税払ってますから、それやったら、今度は余計目にしとこうかと。いままでやったら、所得税しか控除されなかったから、しようかというようなことに当然なろうかというふうに思うんですけどもね、その辺の影響額も含めてどのように考えているのか。

それから、さっきちょっとね、はっきりわからん、もう一度6法人の名前と、それから町の影響額4万2,500円と言うた後でまた違う数字言ったような気がしたんで、こっちも25年度課税で正確な数字を言っただけですか。

○ 議 長

税務課長。

○ 税務課長

今後の影響額というふうな御質問だというふうに思いますけども、当然寄附金の税額控除の対象法人の枠を拡大するわけですから、たくさんの寄附というよりも、年度によって違いますけども、寄附が多くなるというのは、想定はしておりますけども、これは奈良県全体の中でのほとんどの市町村がこの対象寄附金を拡大しております。この12月議会でも斑鳩町も含めて、全39市町村ほぼこの拡大枠をしておりますので、平群町だけがということに突出して言うことにはならないのかなと。奈良県内で平準化されるのかなというふうには思っておりますけども、影響についてはその程度の御答弁でお願いしたいと思えます。

それから、先ほど影響額、法人のほうをもう一度申し上げたいというふうに思います。公益社団法人、これは平群町のシルバー人材センターです。それから公益財団法人、これは平群町の地域振興センター、それから学校法人、これは北幼稚園ということで日本橋学園、これは三郷町にいまございますけども、平群町にも北幼稚園がございます。それから、社会福祉法人、これは信愛会でございます。それからもう一つは、社会福祉法人の平群町社会福祉協議会、それから、もう一つの社会福祉法人あけぼの会がこの対象法人ということになります。

それからですね、影響額については、該当件数は25年度課税で置きかえま

すと13件ございます。寄附金額は78万円、影響額は町県民税で7万5,400円、内訳は町民税で4万5,240円、県民税で3万160円。税率は町民税は6%、それから県民税は4%、合わせて10%ということになります。

以上でございます。

○議長

山口君。

○6番

ありがとうございます。個人住民税の公的年金、これについては、払う側からは金額は一緒で、ただ仮徴収の置き方が違うというだけなんでね、別段問題はないというふうに思うんですが、三つ目の金融所得税の一体化ということで、やられているわけですが、説明を聞けばですね、これまで非課税だった公社債等の譲渡益が20%、ほかのですね、株式と同じような扱いになるということなんですが、それから町への影響額がほとんどないような話だったんですがね、これ、町としては試算しにくいでしょうけども、国のほうから試算来てるんじゃないですか。例えば、斑鳩町で聞けばですね、24年度、25年課税では大体17万6,000円ぐらいの減収になるって、こういうふうな説明をされてるんです。斑鳩町のほうではね。ということは、平群町でも当然試算の仕方にもよるでしょうけども、当然一定の影響額がある。それはあくまでも見込みですから、試算ですから、そのことはいいとしてもですね、これ、減収になるっていうのはなぜそうなるのか。要するに、あれでしょう、最後に説明のあった損益通算の範囲を拡大する。要するに、公社も含めて損が出た場合には差し引きできるというのが広がるからでしょう。ここは最大の問題だというふうに思うんですけれどもね。だから、この辺も含めて、例えば日本版ISAですか、ややこしいですけど、個人貯蓄口座というのを創設してですね、一部。それともう一つは、いま言い忘れちゃったけど、これ、全部20%の分離課税になるような話ですけども、要するに、一定額までは税金かからないでしょう。いまその説明全くなかったんですけど、その点はどうなってますか。

○議長

税務課長。

○税務課長

いま山口議員さんがおっしゃってるのは、日本版の、要するに、NISAのことだと思います。なぜこの金融商品の一体改革があったのかと申しますと、いま現在株式の配当の、いわゆる税率はですね、10%です。これは要するに、ちょっと忘れちゃったけども、17年ぐらいから、いわゆる税率の本則20%を10%にずっと何回も改正をされてきたんですが、来年の26年の1月1日以

降の株の譲渡、それから配当についてはですね、本則20%に税率が戻ることからですね、公社債の利息は、現在は20%です。皆さんも貯金の利息も一緒に20%源泉されますので、そういう株と公社債の要するに不均等を一本にしようというのが、大きくはこの改正の狙いでありますので、先ほど100万の5年間、いわゆる特定口座を設けた100万までは、その年度分のところについては税金はかからないよというのがNISAでありますので、こことNISAは少し改正が、ここはあくまでも、公社債の改正でございますので、そこは御理解いただきたいと思えます。

○議 長

山口君。

○6 番

そうなんやけどね、要するに10%が20%になるのももちろんわかって、しかしその100万の5年間、500万ね、これは非課税でしょう。それは間違いないでしょう。だから、それも含めて、ある程度影響額っていうのは試算すべきであろうというふうに、平群町の場合、小さいですからそんなに多くの方が株とか、そういうことをやっておられる方は少ないと思うんで、そんなに影響額がないんでしょうけども、その辺はね、やっぱりちゃんと説明しないと、いまのだけ聞いたら完全にですね、これまで本則20を10にしてたのをもとに戻し、改めてまた公社のですね、公社債の譲渡益についても20%、これまでのゼロから20にするということであれば、当然そういう不労所得という言い方はどうかと思いますが、こういうものに対してですね、適正な税をかけてるかのようにね、見える説明だけでは私は不十分だと思うんで、そのことを指摘したわけですけれども、そういうものなので、だから先ほど例に出した斑鳩町のようにですね、実際には税収は減ると。だから、払う側は少なく済むと、こういうことになるわけですね。全部が全部そうじゃないでしょうけども、たまたまそういうふうになってると。平群町の場合はわからないという答弁ですので、それで結構ですけれども、そのことは指摘しておきたいというふうに思えます。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。山口君。

○ 6 番

今回の町税条例改正案については、最後のほうで言いましたけれども、寄附金控除の拡大とかですね、これについては公益法人や社会福祉法人にとってプラスになることだというふうに思いますので、問題はないと考えています。

また、公的年金の特別徴収制度の見直しについてはですね、私もそうですし、日本共産党はですね、税というものは基本的に自主的に納めるものだという、そういう強制徴収という方法についてはですね、本人の意思に基づかない強制徴収というのはやっぱり基本的には反対だという立場をとっています。今回の場合はそれに直接関係するものではありませんけれども、そのことは一言指摘しておきます。

それと、最大の問題はですね、金融所得課税の一体化、先ほども言いましたように、配当譲渡益の非課税枠をやっぱり拡大している。この点についてはね、これは一体ですから、この改正と一体なもんですから、これについてはね、先ほど税務課長からも説明があったように、本当に庶民のわずかな預貯金の利息にさえですね、2割の、要するに税金をかけてるわけですよ。一方で、要するに、こういう公社債とか、その他株式たくさん保有してる人というのはやっぱり富裕層なんです。そういう人にとってはですね、一定額まで非課税というのはやっぱり私は著しく均衡を損ねるもんだというふうに思っておりますので、その点、そういうことを行われればですね、この間、格差社会というふうに言われている中で、ますますそれが広がりかねないというふうにも思いますので、この町税条例の一部改正に対してはですね、反対をいたします。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

私は賛成をいたします。一つの改正について、寄附の法人拡大されたということはそれはええことやなと。また、所得金額において40%、もしくは税額において課税された金額において30%とする。それは個々の判断で、選択できるというふうな今回の改正でもあります。このことについて、私は、この件はまずもって賛成いたしますけども、3番目の件でございますが、いままで非課税であった公社債の税率については、今度は逆に譲渡所得について課税されるようになったということでございますねけども、この損益通算範囲の拡大云々にありますけども、それは一定の国債でございますので、経済的な観念があって、景気のええときと景気の悪いときと売買、譲渡される云々についてもございますんで、それは変動するものというふうに思います。基本的に非課税

やったところが課税されるということをもって、私は賛成したいと思います。
以上です。

○議 長
ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長
ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第60号について採決を行います。
本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長
挙手多数であります。本案については原案どおり可決されました。

「議長、ちょっとそれどっちか言うたらなっちゃうか、何対何って出るやんか。せやから、議長ちよつと言うたって。これ、井戸君賛成か反対か」の声あり

○議 長
井戸君、本案について賛成か反対かということではいま採決をとりました。どちらですか。

○1 番
賛成です。

○議 長
はい、わかりました。挙手多数であります。本案については原案どおり可決されました。

11時まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時46分)

再 開 (午前11時01分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

日程第14 議案第61号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第61号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

国保税についてもですね、先ほどの金融所得課税の一体化ということで、この改正が行われるということなんですが、先ほどと同様に基本的には富裕層優遇になるというふうに考えています。

それでですね、今回の改正について、先ほど町税のほうは影響額出なかったですけども、国保税ではこの点について何らかの試算されてますか。されていれば、それも含めて。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

何らか試算しておるんかということなんですけども、ちょっと国保税につきましては、現在のところ試算できていない状況でございます。

○議 長

山口君。

○6 番

こういうね、国の法律が変わって、それに基づいて市町村の条例も変わっていく。ある意味、法律が変わるわけですから、当然仕方がない部分というのは私もそれはよく理解しております。しかしね、やっぱりその税収とかですね、金額の多寡にかかわらず、そういう場合はね、こういう改正を出してくるんであれば、当然一定の試算はですね、いろんな条件はあるでしょうけれども、してですね、やっぱり私は住民の皆さんに説明するというのが本来の行政のありようだというふうに思うんです。

先ほど税務課長のほうは、その他のことについては相当詳しく、私が質問

しようとするのを全て先に説明されましたけども、やっぱりね、ここ一番というか、住民の多くの方がもちろん株式とか公社債等をやっておられるというふうには思いませんけどもね、やっぱりやっておられる方もいらっしゃるわけですから、その辺に影響出る場合に、そういう数字というのはちょっと今後ね、今回はこの議会中にちょっとですね、できたら出していただきたいということ。それから、今後はやっぱりそういうときは事前にそういう説明も含めてされるべきだと思いますが、その点、誰が答弁していただくかわかりませんが、その点どうでしょうかね、当局のほうは。

○議 長

税務課長。

○税務課長

私どものほうは税制改正も含めてですね、国の改正に基づいてさせていただいておりますが、やはり本会議です、細かくと申しますのは、なかなか説明が行き届かないところもございまして、いわゆる改正の内容にもよりますが、住民にとってですね、すごく影響あるものについてはですね、今後、総務建設委員会等にもお諮りをしていく方向です、検討していきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議 長

副町長。

○副町長

確かに、山口議員が御指摘のとおりですね、住民生活に影響するものということにつきましては、私どもも積極的に試算をすべきというふうな考え方については同意いたしますが、ただ今回の件につきましてはですね、ちょっと非常にケース・バイ・ケース的なところもございまして、試算が非常にしにくうございまして。ただ、今後は一つの課題として受けとめたいと思いますので、御了承のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。山口君。

○6 番

この条例改正案についても、先ほどと同じようにですね、富裕層を優遇するもの、理由については、先ほど町税条例で述べたとおりですので、反対いたします。

○議長

ほかありませんか。馬本君。

○12番

私は先ほど賛成をいたしました。というのは、一つ大事なことはいままで平成26年1月1日から10%の課税を譲渡益に対して20%になっていくということも、るる説明を課長、先ほどされました。これは先ほどの税改正の関係の連動したものでございますので、よって賛成をいたします。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第61号について採決を行います。
本案について原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。本案については原案どおり可決されました。
続きますして

日程第15 議案第62号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事（松村嘉容）

議案第62号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第62号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第16 議案第63号 平群町放課後児童健全育成事業施設条例の一部
を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事（松村嘉容）

議案第63号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

学校が統廃合されることで、それはそれでいいんですけど、定数が30人減ってますけども、これはこういうことで当然新しく東小にできる平群小学校で100人でいけるということですか。いま現在の人数も含めて説明もらえますか。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事（松村嘉容）

現在の学童の人数でございますけれども、東学童1に在籍している児童は22名でございます。そして、東学童2に在籍している児童は20名でございます。合計42名の児童がおります。そして、西学童に在籍しておりますのが、現在30名でございますので、直近で申しますと、72名の児童数になっております。ですが、4月から11月までの平均をとってみますと、そういうことも勘案しますと、26年度4月での児童の見込み数は学童1で38名、学童2で38名、合計76名になる見込みでございますので、定員50、50に対して100名での枠内で保育を受け入れすることができるかと考えております。

○議 長

窪君。

○8 番

関連であります、夏休み、冬休みだけの学童保育の受け入れもしていただいていると思いますが、それは対応できるのでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事（松村嘉容）

夏休みの児童の受け入れの体制でございますが、実績で見えますと、夏休みのみの申し込みが24年度、25年度を見ましても、西学童のほうはゼロでございましたので、その点でいいますと、十分受け入れは可能でございます。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第63号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きますして

日程第17 議案第64号 平群町社会教育委員設置に関する条例の一部を
改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第64号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第64号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第18 議案第65号 平群町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長

議案第65号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

DVの関係で拡大されたということなんですけどね、いまの、じゃあ、法律が変わったからということなんですけれども、結局その資格要件を拡大できるということでしょう。DV被害者に対して、これまで、それをもうちょっと具体的にね、言葉の説明もそうなんですけど、いままではここまでしか、要するに公営住宅の入居は認められなかったけれども、今度の法律の変更で、ここまで拡大されたというのが、もうちょっと明確にわかるように説明していただきたい。まず1点はそれです。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

当然この法律の改正に伴う条例改正ということでございまして、例えば被害者をどのように判断するかという、そういったところにつきましては、これは関係機関にも問い合わせてるんですけども、なかなか行政単独では判断できないという、そういった見解でございまして。被害者ということで、どのように判断するかということで、その機関としましては配偶者暴力相談支援センター、あるいは婦人保護施設における保護、あるいは警察、そういったところに相談をして、判断をしていただくということでございまして、これにつきましてはですね、なかなか具体的な説明というのはしづらいというか、その場その場でケース・バイ・ケースで対応せざるを得ないかなというふうにいま考えておるところでございまして。

○議 長

山口君。

○ 6 番

それはわかりました。ただ、例えば住民に町営住宅の募集をするときにですね、その辺もうちょっとですね、いま説明あったようなことも含めて、読んだ人がわかるようにしていただければと思います。

それから、延滞金の利率の見直しって、こう書いてるんですけども、これ、新旧対照表で見てもですね、新設って書いてますよ。提案説明では見直しってなってるんですけど、いままでは公営住宅延滞金、じゃあ、昨年度は幾らありました。

○ 議 長

都市建設課長。

○ 都市建設課長

条例では延滞金の規定は設けております。ただ、運用上というか、延滞金そのものは徴収していないというのが現状でございます。

○ 議 長

山口君。

○ 6 番

新設というのは、じゃあ、どういうことですか。普通なら6月議会か9月議会で町税条例や国保税条例の延滞金の改正は先にされましたよね。9月議会やったかな。だから、そのときには新設じゃなくって、これまで、要するに、さっきの説明のあった14.6が9.3に、基本的なところはね、なるわけですけども、今度の新旧対照表にはその数字が一切、こっちのほうに入ってるのか。改正後のやつに入ってるんですか。でも、いま課長、過去からあったけど、運用してなかっただけやという話でしたけど、じゃあ、改正前が新設というのはちょっと違うんちゃうのかなという疑問が湧くんですけど、違います。

○ 議 長

都市建設課長。

○ 都市建設課長

ちょっとお時間いただけますか。

○ 議 長

答弁に正確を期すために暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時27分)

再 開 (午前11時40分)

○議 長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

貴重なお時間をとっていただきましてありがとうございます。先ほどの山口議員の御質問で、附則のところの新設の件で御質問がございました。

町営住宅管理条例の本則第20条第2項の中で、延滞金の項目については記載をされておるといところでございます。今回は特例ということで、地方税法の改正に伴うものでございますので、附則について新設をさせていただいたということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第65号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第19 議案第66号 平群町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

議案第66号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○8番

10月から家庭系の可燃ごみの袋の有料化になりましたが、住民の皆様の御理解と御協力のおかげで大変ごみが減量したと思いますが、その数値をお示しいただきたいと思います。

それから、私も行政担当者のほうも、このごみ袋ですね、もっと小さいのがということでたくさんの要望がありました。町政報告会でも住民の皆さんから2回出てたと思うんですけども、速やかにこのように小さな袋の製作を対応されたことは高く評価をしたいと思います。ただ、このことをできるだけ速やかにですね、住民の皆さんにも周知をしていただきたいと思います。住民説明会でもありましたが、聞かれてる方はあれですけども、やはり何らかの形で周知が必要だと思うんです。

それと、それから住民の皆様が購入できる日程ですね。いつぐらいにこの10リッターの袋が購入できるのか。わかりましたら、お示しいただきたいと思います。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

御質問でございます。ごみ減量の数値ということでございます。

御協力をいただきまして、可燃ごみにつきまして指定袋制を10月からひかさせていただきまして、ごみ減量につながったところでございます。具体的な数値を10月までの月平均値と比較しての数値を申し上げます。10月までの月平均可燃ごみの排出量でございますが、月平均365トンでございました。それが10月からでございます。10月は細かい端数は置いておきますが、249トン。それから11月につきましては、254トンでございます。それぞれ10月116トンの減、11月111トンの減量につながったというところでございます。

続きまして、小袋の作製につきまして、住民さんにできるだけ早く周知をし

てほしいと。また、購入できる時期はいつごろかという御質問でございます。

本議会に条例の可決を賜りまして、また補正予算も提出をさせていただいております。可決いただきましたら、速やかに作製にとりかかるという準備を進めていきたいと思っております。できるだけ早く住民にお知らせをさせていただき、購入していただく時期につきましては、来年の2月、1月中には作製して2月には購入していただけるように運んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

窪君。

○8 番

ありがとうございます。9月と比べるとは駆け込みの分がありますが、平均をしていただきましたら、大体100トン以上の減量ということで、本当にいろいろ賛否もありましたけれども、痛みもありますが、やっぱりこれを一つの有料化が目的ではありませんので、ごみ減量に対して、ほかの施策もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、ごみ減量の審議会でもありましたが、この袋ですね、各奈良県下の自治体を見ましたら、大体3種類の袋しかありませんが、この4種類ということは平群町だけということで、つけ加えまして評価したいと思います。

○議 長

ほかにはございせんか。森田君。

○4 番

このたび、10リッターの袋が増えたわけですけども、この原価は幾らなんでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

作製費の御質問でございますが、いま現在業者ともいろいろと見積もりをとる等で確認をしております。1枚当たりで申しますと、税込みで6.64円ということで試算しているところでございます。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

そうすると、率からしても、手数料と20リッター、30リッター、45リ

ッターの原価率はほぼ一緒なんですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

原価率と申しますと、ほぼ一緒というふうに考えております。手数料としては、9%というのはここへ加算されるということになります。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

ちょっとわかりにくいんですけども、ほんなら20円の袋は幾らでつくってるんですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

ただいまの御質問で、20リットルの袋は税込みでいま試算させていただきました数値でいいますと、税込みで6.59円になります。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

そうすると、10リッターの袋が、ちょっと聞き間違っていたらごめんなさいね、高くなるということですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

1枚当たりの単価で申しますと、若干いまのところの見積りでは高くなる見積もりになるんですが、最初に45、30、20とつくった段階では、入札をした中で、その辺、入札での落札額ということで試算しますと、先ほどの申しました20リットルにつきましては、税込で6.59円という1枚当たりの単価という形になります。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

ちょっとそれは不可解ですね。同額であれば、多少理解できるんですよ。ボリュームが小さくなってですね、素材が少なくなってる。製造コスト、つくる手間は一緒にしてもですね、材料費は少し減るわけですから、ちょっとその辺が不可解だと思いますので、もう少しお詰めいただきたいなというふうにお問い合わせを申し上げておきます。

それとですね、商工会の手数料も金額、これにプラスされてなるわけですが、9%ですが、それは変わらないんでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

先ほど申しましたように、9%は変わりません。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

片一方は変わらないで、片一方が金額つくるのは高いというのはちょっと解せないですね。それはそれでやっていただきたいんですけども、販売する手間は一緒だと思うんです、手間は。20リッターの袋を売るにしても、10リッターの手間は一緒だと思いますので、商工会とよく打ち合わせして問題ないようにしていただきたいというふうにお問い合わせ申し上げます。

○議 長

植田君。

○5 番

10月から有料化が実施をして、私もいろんな住民の方々から声を聞きまして、やはりひとり暮らしや高齢者世帯にとっては、20リットルでも大きいという声はたくさん聞いてきました。そういう中で、今回10リッターの袋をつくってくださるということはよかったなと思うんですが、それでもやっぱり分別を徹底的にやってはる方にとってはね、やっぱり5リッターの袋も欲しいという声もたくさん聞くんですね。特に夏場、これから冬場ですが、夏場、生ごみをやっぱり1週間置いとくっていうのは厳しいという声もあって、そういう意味では、ひとり暮らしの方にとったら、10リッターをいっぱいにして入れるにはなかなかそういう、言うたら、いままで分別した分をごみとして出すような状況にもなりかねないという声も聞くのでね。そういう意味では、5リッターの袋も、これからいろいろ消費者がどういう使用方法をとりはるかわからへんけれども、ひょっとしたら、45、30、20の中で、またいろんな、

何て言うんですか、使用の量が変わってくるような状況もあると思うので、とにかく住民が協力しやすい、負担を少なくして減量ができるような状況というのをやっぱりつくるべきだと思うんですね。そういう意味では、やっぱりぜひ5リッターの袋も今後検討をしていただきたいなというふうに思うんですが、その点についてはどうなのか。

それと、今回この条例改正をされる前に、減量審議会が先月開かれたと思うんですけども、そこで公募による委員さんの委嘱がされたというふうにお聞きをしてるんですが、今回の委員さんについて、いつ公募を、いわば募集されたのか、そこら辺ちょっといつの広報でそういう募集をされたのか、ちょっと私も見落としてるかもしれませんので、その点についてはお聞きをしておきたいと思います。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

5リットル袋も検討してはというところでございます。

これにつきましては、いま申されましたように、廃棄物減量等推進審議会、11月26日に開催をしていただきまして、この中でもいろいろと一定御審議をいただきました。5リットルという袋の作製もという話も、確かに意見としては出していただいたところでございますが、奈良県内の状況等もいろいろと見る中で、県内では、10リットル袋というのは2町つくっているところがございまして、それ以下の袋は、基本的には5リットル袋はつくっていない自治体が多うございます。そういうことから、住民さんの御協力をいただくという意味合いでは、10リットルが一番妥当な袋の大きさであろうかということで判断いたしまして、審議会でも一定の了解をいただいていたところでございますので、御理解をいただきたいと思います。したがって、いま現在は5リットル袋というのは、検討はしておりません。

それから、審議会の委員の件でございます。

公募委員さんだけに委嘱させていただいたのではございません。全委員さんの任期が昨年度満了したということで、今回新たに公募委員さんを含めた全委員さんに委嘱を町長からさせていただいたところでございます。公募委員さんに当たりましては、引き続きお願いをしたというところでございます。

以上です。

○議長

植田君。

○5番

いますぐとは言いません、5リットルの袋はね。ただ、やはりそういう声もたくさんあるという状況ですので、夏場に向けてね、やっぱりそういう生ごみなんか異臭の問題もありますから、やはり今後の住民の声、あるいは状況を見ながらですね、適切な判断をしていただいて、とにかく減量しやすいと言いますか、住民が、まあ言うたら、負担も少なくて協力しやすい状況というのをつくるべきだと思いますので、それは今後状況を見ながら、必要なときにはきちっとそういうことも拡充をしていくというふうをお願いをしたいと思います。

それと、公募の委員さんの件なんですけども、じゃあ、今回は引き続きということは、公募自体はされていないという理解でよろしいんですか。だけど、基本的にはこれ2年に一遍の、任期2年ですよ。そういう中で、公募をするというのはいろいろ、これまでいろんな審議会に対して、私たちも公募すべきやということで議会でも取り上げさせてもらってきました。そういう意味では、引き続きやるにしたかって、やっぱりきちっと公募はすべきだと思うんですね。一旦ほんなら公募で決まったらずっとその方が、いわば行政側の判断ですよ、公募をしないで再任再任というやり方というのは、公募を事実上しないという状況になってしまいますのでね、やっぱり2年に一遍公募をするということを決めたのであれば、2年に一遍きちっとすると。たまたまそのときに同じ方がなることもあるでしょう、再任は妨げないとなってますからね。それはそうなんやけども、公募はやっぱりきちっとすべきやというふうに思うんですね。そこはやっぱり今後ほかの介護保険なんかでもそうですけれども、きちっと任期ごとに一旦公募は全部されてますので、やっぱりそれはきちっとやるべきやと思うんですけども、その点についてはどうですか。

○議 長

住民生活課長。簡潔にお願いします。

○住民生活課長

はい。今後の検討ということでさせていただきます。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第66号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第20 議案第67号 平群町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第67号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第67号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きますして

日程第21 議案第68号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第68号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第68号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

午後 1 時 3 0 分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0 時 0 4 分)

再 開 (午後 1 時 3 0 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

訂正いたします。ちょっと貴重な時間をいただきまして、先ほどですね、議決いただいた議案第 6 7 号 平群町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例なんですけども、その中の附則の 2 項の中の最後から 2 行目のところですね。「同日前の期間」というのが正しいございまして、「期」という形で「間」が脱字しておりました。訂正しておわび申し上げます。正しい形に直しまして、事務局のほうに送らせていただきたいと思いますので、御了承のほどよろしくお願いたします。

○議 長

日程第 2 2 議案第 6 9 号 平成 2 5 年度平群町一般会計補正予算(第 3 号)
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第 6 9 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○ 5 番

1 2 ページの衛生費のところ、先ほど課長のほうから説明があった事業・業務委託料のところですね、焼却の処理計画策定の実施が見込めず減額というふうの説明があったのを、もう少し詳しく中身を説明していただきたい。

それと、1 3 ページの有価物の集団回収の助成金が増えたと、増額になって

るということは、それだけ分別、集団回収のほうへ出していただく、まあ言うたら、焼却するごみが減っているという状況なのかなというふうに思うんですけども、ここら辺の状況をもう少しお聞かせいただきたい。

それとね、平群町の場合、ちょっと近隣も調べたんですが、有価物の回収をしていただいている業者が2社ぐらいしかなかったんですね。2社やったと思うんですが、近隣聞いたら5社とか斑鳩ではもっと10社近くあったのではないかなと思うんですけども、なぜ平群がこんなふうに少ないのかなとちょっと思ったりしてたんですが、これは確認なんですけども、平群町の場合、もし自治会とか子ども会のほうがね、その2社以外のところで回収をお願いしたいというふうに平群町にお願いして補助金の申請をした場合、それは当然子ども会のほうに対しては、別にその2社以外であっても補助金はおけるといふふうに思うんですけども、それについてちょっと確認だけさせていただきます。それであるならそれで結構ですし。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

御質問のまず塵芥処理費の事業・業務委託料、減額で376万8,000円をさせていただいております。これにつきましては、先ほど政策推進課長からも説明ございましたように、当初、緊急雇用創出事業におきまして事業採択を受けたわけでございますが、内容につきましては、清掃センターの焼却灰の整備に関する詳細実施設計の内容を委託していくという方向で考えておったわけなんでございますが、内容につきましては、処理計画を立てるにおきましては、大変専門的な見地が必要であるというところがございます、そういう意味合いから、緊急雇用での業務にはちょっとそぐわないというところがございます、やむなく減額をさせていただいたという状況でございます。

それから、有価物の集団回収の件でございます。

このほど165万円の助成金に当たります金額の増額をお願いしているところでございます。これにつきましては、有価物の集団回収におきまして、25年度は前期の回収実績がございまして、583トンの回収実績でございました。年々回収につきましては増えているところでございまして、後期分におきまして、年間で約1,300トンの見込みをしたわけでございまして、その分の見込みに対する補助金の増額ということでございます。

それから、あわせて御質問いただいております有価物の集団回収、町内の回収業者の件でございます。

いま平群町では、2社の回収業者で回収をしていただいているところでござ

います。これは有価物の集団回収の平群町の規則の中にもうたっておりまして、一応平群町の収集運搬許可を持つ業者ということでの規定を設けております。そういう意味からして、その業者で回収していただいた回収伝票に基づいて補助金を算定させていただくという規定がございます。そういう意味からして、そのほかの業者での回収の伝票では補助ということにはなりません。

以上でございます。

○議長

植田君。

○5番

1点目の塵芥処理のところなんですけども、専門的な見地が必要で緊急雇用にはそぐわない、そういうの最初からわかってなかったんですか。

それと、じゃあ、いつどういう形でこの計画をきちっとしたものをつくろうというふうに考えてはんのか、そこら辺のもう少し、今回これが上がるねんやったらね、どういう形でこの計画を立てるのに、今後早急に対応されるのかということ、再度お聞きをしたいと思います。

それから、もう1点目の有価物の回収なんですけども、これ、町内の収集運搬許可業者しかないっていう、そういうふうに規則に書いてるということなんでしょうか、だからそうなんだということだと思ふんやけど、近隣に聞けば、そんなん全然ないんですよね。別に町内の業者でしかあかんというのは一切なくて、奈良市から来てはるところもあるし、だからいろんな何社かが入ってますね、それぞれそこが決めはった収集単価で回収、子ども会の中にも補助金出してはるし、それに基づいて行政からもいってるわけやから、そういう意味では、何ていうんですか、より条件のいいところをね、選択できる状況というのは、私は行政としてつくるべきだと思うんですが。そこら辺は、今後別に私は町内業者、それはいろいろ意見はあるかもしれへんけども、いわばそういう出す側の子ども会の方たちもやっぱりそれぞれその費用で運営費なんかを賄ってはるわけやから、そういう選択ができる状況というのはつくるべきだと思うんですけどね。そこら辺検討していただく、そういう考えはありませんか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

まず、清掃センターの環境整備の委託業務の件でございます。

これにつきましては、当初の段階でも当然その処理計画というのは念頭にあって、緊急雇用で何とか補助事業の採択を受けてできないかということの検討を十分してきました。当然100%補助という形になりますんで、そういう意

味合いでは、町の財源も軽減されるわけですが、何分内容を十分検討する中では、やはりいまの清掃センターの埋設灰の高濃度の汚染灰の処理につきましては、恒久対策としていろんな処理方法を検討する中で、やはりかなり専門的な見地が必要であるということがいろいろ相談する中でわかってまいりました。そういうところから緊急雇用での業務ではなかなか難しいという判断になりました。そういうところからやむなく採択を受けたところでありませうけど、見送ったというところでございます。

あと、どのようにするかというところでございます。

あと、この予算としては638万3,000円の予算を見込んでおまして、今回減額として376万8,000円させていただくわけですが、あと町単費になります。一応清掃センターでのいまの環境整備の町単費で整備計画を立てていくという今年度の計画をしております。そういうことで、整備計画を進めていくという予定でございます。

それから、集団回収の件でございます。

近隣は確かに指定された業者さん以外のところも業者も回っておられるというふうにお聞きをしておりますが、平群町は町内の収集運搬許可業者でお願いしているという状況でございます。この件についても、以前から私の記憶ではかなり議論をしてきたところございまして、一定煩雑になるというところからも、町の指定業者ということで、回収業者の規定を設けてきたというところでございます。

以上です。

○議長

植田君。

○5番

じゃあ、このね、ごめんなさいね、焼却灰の処理の件なんですけども、多分いままで文教厚生委員会ですって報告もされてきましたので、今後のもう少し詳しいね、対策をどうするかというのは、近々にそういう意味ではいままだ検討されているところのような形なんですけれども、相当じゃあ、単費が増えるというふうな考え方をしているのかどうか。いつごろをめどにそういうことをきちっと議会のほうに、今後のね、対応の仕方をどうするかって報告していただけるのかということはお聞きをしておきたい。

それと、先ほどの集団回収の有価物の回収の件なんやけども、ほかの自治体は基本的に指定業者というのを持ってないんですね。そういう中で、そういう自由な業者間の競争があるかどうかというのはわかりませんが、そういう中で、個別の収集をやってはる業者なんかを選択する自治会や子ども会の方もいらっ

しゃると。そういう意味では、そういうどの業者を選択するのかというのに対して、やはり自由な裁量権というのを私は住民の方が持っていただけるようにするというのは基本だと思いますし、煩雑になるとおっしゃったけど、基本的には、何ぼ回収したかという業者からの分を自治会のほうに報告上がるわけですから、それを上げてもらって、町としてはキロ当たり何ぼかの補助金を入れるわけでしょう。基本的には何も変わらないですよ。別に煩雑になると、私はあんまり考えてないんです。なるようには思わない、どう考えてもね。いまの2社の部分が上がってくる業者名が変わるだけであって、それによって、何か新たに煩雑になるというものではないと思いますし、そういう意味では、住民側のそういう選択権というの私は持つべきだと思います。これは今後やっぱりきちっとそういう近隣も見てたら、そんな指定業者というのを持ってないわけですから、やっぱりそういうのはきちっと保障していくべきではないかなというふうに思います。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

清掃センターの環境整備の件でございます。

今後の予定としましては、今年度、先ほど申しましたように、整備計画として実施につきまして、内容についてももう少し詳細の焼却灰の埋設する状況というのを確認した上で、今後処理計画をきっちりと立てていくという方向でおります。ちなみに、次年度にはフェニックスへの処理というのも一定方向性を見据えているところもございます。そういうことから、その辺の数量、埋設状況をきっちりと把握をした上で、そういう方向の処理計画というのを立てていきたいというふうに思っております。

集団回収の件につきましては、許可業者の条件を平群町は採用しているわけなんですけど、これは収集運搬許可というの、どこの市町村もそれは本来あるべき姿であるわけなんですけど、ただ集団回収においては、どこの回収業者でもいいというのは、その自治体はそういう収集運搬の許可制をひかれていない自治体が多うございます。そういう意味合いからして、県のほうでも、これはそういう許可を与えていくというのが本来の姿であるという指導というのは話としては聞いているところでございますので、平群町はきっちりと、そういう意味合いでは、収集運搬の許可を持っている業者さんにきっちりと回収をしていただくというところで、いま現在進めているところでございます。

以上です。

○議 長

ほかございませんか。森田君。

○ 4 番

10ページですね、総務費のところ、一般管理費のところですね、賃金、職員退職して臨時職員を雇用するのだということなんですけども、人件費の削減カットは計上されてないんですけど、9月か何かで補正上がっていたんですかね。

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、一般管理費の臨時職員賃金につきましては、これは先ほども申し上げましたとおり、9月末の年度途中の退職に伴います臨時職員1名分と、それから年度途中で病休退職職員の補充ということで、12月1日から職員の補充の、この2名分の臨時職員賃金を計上しております。その給料につきましてはですね、一般管理費ではなくてですね、戸籍住民基本台帳費、所属課のほうの給料で減らしております。それがですね、見ていただきましたら、11ページのほうにあります戸籍住民基本台帳費の給料、職員手当、共済費で344万円の減額補正となっております。

以上です。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

光熱水費のことなんですけどね、これが一般会計でトータルしますと、約600万弱ですね。私がですね、9月議会で一般質問でですね、新電力を導入してはどうかという質問をさせていただいたときに、検討する価値があるように御答弁いただいたんですけども、その後の検討はいかがなっておるんでしょうか。

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

森田議員さんの9月の一般質問におきまして、新電力の導入につきましの御質問をいただきました。そういった中で、あのときの際の答弁にもさせていただいたとおり、まずいわゆる安定的な供給ができるのかどうか、そういったことも含めましてですね、特に高圧受電をしてるような施設につきましては検

討するというふうに考えております。いま現在、具体的な検討ということには至っていない状況でございます。申しわけございません。

○議長

森田君。

○4番

多くの自治体です、そのような新電力の採用をされておられるんですね。奈良県でもされておるように聞いておりますので、電力の安定はあるんじゃないかと私は思うので、これはぜひともですね、検討していただきたい。これはお願いだけ申し上げておきます。

それとですね、同じく光熱水費のですね、防犯対策費ですね。これも電力が上がってるんですけども、費用は計上されてるんですけども、これ、LEDに切りかえたところもあるんじゃないですかね。LEDがものすごく安くなるというふうに聞いてるんですけど、防犯灯は変えても、これだけ補正予算を計上しないとイケないんじゃないでしょうか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

防犯灯の電気代でございます。

この防犯灯の電気代につきましては、町管理の防犯灯の電気料金の一応増額という形でございます。確かに、LEDに現在変えつつございます。まだはっきりと電気料金には明確には、いま現在は出ておらないところでございますが、確かにLEDに変えますと、現在260円の分が138円ぐらいになるということは試算しておるわけでございますが、まだその防犯灯の基数分、全てがLEDになっているわけではございませんので、今後、電気料金は少なくなっていくとは思われますが、今年度の見込みとしては、このような増の見込みをさせていただいております。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

ちょっと理解、私、できないのですね。それであればもっとですね、一般財源を使ってもですね、LED化をすればですね、電気料金は下がりますので、その辺の計算をもう少し詳細に検討いただくことをお願いしておきます。

それは結構でございますが、次にですね、教育総務費ですね。事務局費で車のリース料が上がっております。学校を統合するんですよね。これは小学校費

じゃないかなということなんです。なぜ車が新たにですね、リース料が発生するのかですね、その辺でちょっと御確認だけさせていただきます。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事（松村嘉容）

使用料及び賃借料の関係であるかと思えますけれども、これの自動車借上料につきましては、9万5,000円ということで計上させていただいておりますが、この9万5,000円につきましては、新小学校が4月から開校いたします。そして、西小学校からですね、東小学校へ備品であります机でありますとか椅子、たんす、テレビ等々の教育機器を含めて運搬をするわけでございますが、この自動車借上料につきましては、教職員がですね、引っ越しの費用ということなんですけれども、丸々業者に委託するのではなくて、教職員がお手伝いをして、少しでも安く新小学校へ運ぶという自動車借上料でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

これはリース料ですか、レンタル料ですか、どちらですか。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事（松村嘉容）

これは自動車借上料という位置づけです。リースではございません。業者さんも運転手は来ていただいて一緒に運んでいただきますが、教職員も一緒にお手伝いをして運ぶということでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

その辺は結構ですけども、その下ですね、幼保一体化の施設のところで11億6,800万何がし計上されてます。この費用をですね、あと用地費と設計委託料、埋蔵文化財の費用、これからこの費用と、あと駐車場の費用だけで全て終わりでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

今回、補正予算に計上させていただきましたのは建築工事費と、それから造成の関係の費用と施工管理の分です。あと、文化財云々の話は、これは既に予

算化しておりますので、その予算で執行します。残ってくるのは、備品購入や保護者用の駐車場の用地の確保、そこらが残ってくるかなというふうに思っています。

○議 長

森田君。

○4 番

そうしますと、備品というのはよくわからないんですけどね、厨房機器はどこらに入るんでしょうか。

それとですね、文化財の調査ですね。これ、補正予算でおりにてるんですよ。もうやられたんでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

文化財の調査につきましては、確かに600万弱やったと思いますけども、予算化していただいて、今月12月から重機等の契約等の準備にかかっております。実際に調査に入るのは、おそらくいまの現状でいきますと、年を越してからになるかもわからないんですけども、できるだけ早く進めていくというふうな予定をしております。

それから、備品について、厨房機器等々につきましても、いま現在内容について、現場等も含めて調整中でございますので、その結果をもってということになります。

○議 長

森田君。

○4 番

すみません。ということは、厨房はこの費用プラス発生するという理解でいいんでしょうね、そういうことであれば。それとですね、文化財の調査ですね、民間の施設のコーナンさんも大分調査が遅れたというふうに聞いておりますしですね。なぜ早くやらないんですか。これからタイト、工期があるということなんですけど、何かの拍子でですね、遅れる可能性があると思いますので、その辺は予算がおりたら、なぜ早く執行しないのか、それはちょっと理解ができません。何か理由があったんでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

文化財の調査につきましては、今年度ですね、コーナンの用地のところの調

査があったり、また三里のほうでもありまして、そちらを先にしたんですけども、いずれにしても、前にも御説明申し上げたと思いますけども、本調査含めて3カ月あれば、十分いけるというふうに踏んでおりますので、それで幼保一体化には遅れないような日程スケジュールで考えたところです。

それから、厨房機器のお話ですけども、いま現在その機器について、現場と調整中ということではありますが、一応、今回のこの補正予算の中に上げている建築費の中には一定額は盛り込んでおります。

○議 長

森田君。

○4 番

文化財のことですね、コーナンさんの経験も踏まえてですね、早くやって早く成果を上げていただきたいということですね。

それとですね、下のほうのですね、小学校費の用地費何かあったんじゃないかなと思うんですが、これでもう終わりですか。東小学校の周辺の用地ですね。今回の用地の取得でもう環境整備が終わるのでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

はい、今回で、この間、3回にわたって用地購入してるんですけども、2,035平米、今回の527.36平米なんですけども、これを購入することになって終了というふうに考えてます。

○議 長

高幣君。

○7 番

ちょっと総論的な話で申しわけないんですけども、本補正予算というのは、前が約70億だったと思うんです。それにプラス約21億という、こういうふうな補正になってるわけなんです。そのうち、中をちょっと分析しますと、個々いろいろとありますけれども、大きい分類の中では、防災センターの問題、それからいま出ておりました幼保一体型の問題、この2点が大きな焦点になるわけなんです。

そこでお尋ねしたいんですが、防災問題については、当然町民の安心安全ということが最優先の問題であるということ。それからもう1点は、土地開発公社の残務整理言ったら失礼ですが、その整理の問題、これが絡んでるわけで、非常に優先的な補正だと私は思っております。そこで、あと残りの半分というのは、いまも出ております10億強の幼保一体化のこども園の問題であります。

御存じのとおり、文教厚生委員会におきましては、いろんな観点の中で委員からいろんな意見が出てきたわけなんです。その一環の一つが梓設計さんを来ていただいて質問させていただいたというふうなこと、いろいろございました。そういうことを総合的に見た場合、ここで町当局は、約11億何ぼの幼保一体のこども園の予算計上を結論的に出されたわけなんです、ここで一つだけくぎを刺すと言ったら変ですけれども、あの委員会をずうっと見てみたら、どうしても父兄さん、保護者、PTA、応援隊とか、いろんな御父兄さんの御意見の中で安心安全、それからもう一つは交通の問題、この辺が大きい課題になっておったんですけれども、そういう課題点については、解決はなされていたのかどうか、その辺をお聞きしたいと思うんです。特に町長もおっしゃってますが、いわゆる町民の安心安全社会ということを強調されてるわけですから、この幼保一体について、約十何億計上されるということは、その問題、いわゆる安心安全の問題、それは具体的に言うと、スロープの問題、エレベーターの問題、この辺については、そういう諸団体の皆さん方と話し合いは十分なされたのであろうか。このあたり、お尋ねしたいんですが。教育長でも結構ですが、よろしく願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

安心安全性の問題につきましては、100%完全かということになれば、それは別ですけれども、一定解決しているのかという話につきましては、この建築設計の中で十分担保できてるといふふうに考えております。

それから、スロープ等を中心に保護者の意見とか、いろいろあったと思うんですけれども、そういったことに対する説明責任につきましては、これも全ての方が全て満足というふうにはもちろんないとは思いますが、可能な範囲説明責任を果たしてきて、一定の理解を得ているというふうに考えております。

○議長

高幣君。

○7番

教育委員会側としては、一定の理解を得たという判断になっておるんですけれども、ちょっと私自身が個人的に関係者の方に聞いてみますと、何か町長の11月13日付のお手紙ですね、あれについても意見を出したいんだけど、何かというふうな感じでクエスチョンを示されておりますので、ぜひともこの補正予算が通るかどうか、これは別にして、通していくわけですから、その責任性を十分教育長、町長も見ていただいてやっていただきたいと、こんなふう

に考えております。

特に保護者さん、PTAさん、応援隊さんの皆さん方は、本当に100%納得はいかなくとももう仕方がないわというところまでの話し合いを、今後も引き続いてやっていただきたいと、こんなふうに私は望んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。これは答弁結構です。

○議長

教育委員会総務課長、先ほど安全については100%ではないという答弁がありましたけれども、安全については万全を期してるということでよろしいですか。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

可能な範囲、万全を期しておるということで御理解ください。

○議長

はい。窪君。

○8番

14ページの教育総務費の事務局費、備品購入費で187万9,000円計上されて、施設備品購入費ですね。具体的な内容の説明があったかもわかりませんが、聞き漏らしてたかわかりませんので、再度御確認をさせていただきたいと思ひます。

それから、大規模改造事業、用地購入4,799万、今回計上されておられて、最後だということですが、大規模改造のこの進捗状況について、簡単で結構ですから、教えていただきたいと思ひます。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事（松村嘉容）

まず、1点目のですね、備品購入費の関係でございます。この備品購入費に関しましては、新小学校平群小学校の本校旗並びに体育館と運動場に掲揚いたします校旗です。そして、優勝旗と、これが119万6,000円分。そして、新校の4月からの校印ですね、学校の校長印でありますとか学校印、これが4万3,000円分。そして、体育館の舞台にあります一文字幕、その刺しゅう入りの取り付け費、改修費でございます。これが64万円、合計187万9,000円となっております。

それからですね、東小学校の大規模改修工事の進捗ということで、おおむね予定どおりですね、進んでおりまして、この12月24日、25日、そして1月4日、5日にはですね、仮設校舎から新たな小学校に引っ越しが始まります。そして、それが完了いたしますと、3学期から新たなところで授業を開始して

いただけるということになっております。そして、外壁はもう既に見ていただきましたように、シートがですね、もうとられまして、大体外装といいますか、雰囲氣的に南館、北館が仕上がってきております。

以上でございます。

○議 長

窪君。

○ 8 番

ありがとうございます。外から見たら大変センスのいい色合いで、外壁がきれいになっておりますけれども、先ほどから電気どうのこうのと出ておりましたけれども、やはり熱中症対策で、ことしも平群中学校音楽室、やっと冷房が一つの音楽室に入りましたけれども、この新しい平群小学校の冷暖房については、これはここに大規模改造の中でちゃんと整備されるのでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事（松村嘉容）

ただいまの御質問でございますが、平群小学校を4月からスムーズに、新しい小学校教育の歴史の一步を踏み出すためにですね、教育環境といいますか、空調関係をいま現在進めておりまして、エアコンをですね、いま整備をして工事を進めているところでございます。

○議 長

窪君。

○ 8 番

各学校のだんだん違いは出てくると思いますけれども、順次ですね、新しい東小学校、西小学校が統合され、140年近い歴史を持った学校が一つに、新しい学校になりますので、特に環境整備ということでしっかりと暑さ対策、エアコンということでいま言っていたいておりますので、ちゃんとした整備をほかの学校も随時していただきたいことをお願いしたいと思います。

それから、先ほど高幣議員のほうからもありましたが、幼保一体化施設の新設工事費で今回11億6,889万1,000円の補正予算が計上されましたが、周知のとおり、これまで幾たびと文教厚生委員会でも論議されてまいりました。新園舎では3歳、4歳、5歳の教室が2階になったため、子どもたちの安全確保の観点から、保護者の皆さんが幼稚園の現園舎と同様の、法律的にはもういまは無理だということですが、同様のスロープの設置を強く要望されてきました。いま高幣議員もおっしゃいましたが、ダブる部分もありますが、さらに本年10月にですね、実施されましたPTA本部の新園応援隊のアンケー

ト調査でも、62%の保護者の皆さんがスロープが必要だと強く要望をされておられます。しかし、新園舎には、いままでの委員会でもありましたが、バリアフリー化として、当初11人乗りから17人乗りの大きなエレベーターの設置を考えているようで、スロープがないと。常時、移動は階段のみとなります。そこで、子どもたちの安心安全確保の観点から、保護者の御意見に対しての明快な御見解を端的にお答えをいただきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

これは文教厚生委員会の中でも申し上げてきたことの繰り返しになると思いますけども、安全確保という意味におきましてはエレベーター、それから非常階段を両サイドに、それからさらに加えて2階から、それこそ緊急時ですけども、滑り台を使って外へ出ると。さらに、2階の構造につきましては、単に廊下ではなしに、5メートルの空間がありまして、緊急事態になったときに慌てずに移動ができる、そういった状況があります。当然、その中央部分に階段がありますし、そういった意味じゃあ、安全誘導は、いま現在考える中では可能な状況になっているというふうに思っています。

保護者の皆さんにおかれましては、先ほど窪議員がおっしゃいましたように、アンケートの中では、そういうスロープがあったほうがいいというふうな意見もお聞きしてるのは確かです。そういった中で、保護者説明会の中では、我々もスロープの問題については議論したと、協議したと。そういう経過の中ではあったんですけども、最終的に園庭の問題、それから非常に長いスロープになってしまう。また、はなさと保育園の中ではスロープで事故があったりもしているというふうなことも含めて、ないよりはあったほうがいいというのは、それはもちろんわかってるんですけども、そういったこともろもろ含めて総合的に判断したものということで、説明させてもらっております。今後とも、そういうふうな形の説明を粘り強くしていきたいというふうに思っています。

○議長

窪君。

○8番

ただいま丁寧な御説明をしていただいたと思いますが、11月27日の文教厚生委員会の折、参考人招致として梓設計さんに本当に来ていただきました。そのとき、他の議員の質問に対しまして、いままでスロープの設置をしたことがないと、梓設計さんは御答弁されたのも記憶にあります。しかしですね、今後懸念されるエレベーターの故障やら、また緊急時の避難等の対応策も、十

分にやはり検討しておかなければならないのではないかと思います。同様に子どもの命を守ることができるよう、不測に備えてですね、今後ですよ、スロープの設置も考えなければなりませんのではないかと思います。このことに対して、理解と納得のいく御答弁を賜りたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

おっしゃられましたように、子どもの安全確保というのは最優先ですんで、そういう意味じゃあ、今後とも避難誘導対策については、十分に訓練も必要でしょうし、そのマニュアルなんかについても検討していく必要があるというふうに思います。ただ、今回の建築設計につきましては、スロープが入っておりませんので、その辺はどうか御了解、御理解願いたいというふうに思います。

○議長

馬本君。

○12番

窪さんがいまちょっと言わはったの、勘違い、みんなしはったらいかんのので、私はあのとき質問させていただいたのは、平群町が今度予定されてる大きさ、4,700平米やったかな、敷地が。同等の敷地で、建築の延べ面積が同等数の幼稚園のこういう施設については、全国的に御社がされた中ではスロープついてますかということを知りましたんで、平群町が計画してる大きさの敷地、平群町が計画してる延べ面積、床のね、建物の延べ面積でありますかと聞きましたんで、それだけちょっと勘違い、そのときには梓設計さんは全国的においでになって、いろんなところをされてるような感じ、梓設計さんではありませんということをおっしゃいましたので、ちょっと一応つけ加えておきますんで、その点だけ勘違いされたいけませんから。

○議長

窪君。

○8番

馬本議員が質問されまして、私はいままで梓設計さん、スロープの設計はされたことないのかなと、私は単純に受けとめたんですが、そういうことじゃないということですが、エレベーターを大きなものを約800万以上の、11人乗りから17人乗りで800万以上で1,500万かかると、そのようなものをきっちり決められたのかどうかわかりませんが、やはりエレベーターだけがバリアフリー化という観点ではありませんのでね、いま現在は、エレベーターでバリアフリー化はというふうに、当局がそのように思われておられま

すが、やはりいざ、今後ですよ、将来的に本当に困った問題が出てきたときにはですね、やはりスロープの設置をね、それも視野に入れとかなないといけないのでは。いま議長おっしゃいましたけど、先ほど完璧やってね、安心安全、100%っていうんですかね、それは言いにくいことですが、でもやっぱりそういう決意でもってやってもらわないとだめだと思うんです。いま議長おっしゃられたことはそのとおりだと思うんです。ですから、やはりですね、もしか何か起こったとき、これから将来的にですよ、やはりスロープのこともね、視野には入れとかなないといけないと思うんですが、その点について、再度、先ほどの御答弁では少しちょっとわかりにくかったですので、御答弁お願いしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

先ほどとそう変わらないとは思うんですけども、子どもの安全の確保というのは最優先の課題ということで先ほども申し上げました。ただ、絶対安全というようなものはあり得へんと思いますんで、人為的なことも含めて、事故というのはそういうふうを考えておかなければならないと思いますので、そういうふうに言いました。ただ、その中で、我々いま技術的なことも含めて、まず考えられることとして、安全な対応がとれてるかということについては、とれてるといふふうに確信しておりますので、そのことを申し上げたいと思います。

将来にわたってスロープのことを検討する云々につきましては、ちょっといま時点では、そういうことは考えておりませんので、ただ御意見としては賜っておきたいというふうに思います。

○議長

窪君。

○8番

最後にしますが、やはり子どもたちの命を守ることができるよう、やはり完璧ということはありませんのでね、でも子どもたちの命を守ることができるよう、不測の事態に備えた対策は、やはりしっかりと危機意識を持って臨んでいただきたいと思います。いま100%であると、そう思いたいでしょうけれども、やはり何が起こるかわかりませんので、そういう観点で子どもの命を最優先に、守るといふことを最優先に今後とも取り組んでいただきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

その辺につきましては、これからも引き続き不測の事態に備えた、そういう危機管理をしっかりと考えていきたいというふうに思います。

○議長

繁田君。

○11番

一応この議案につきましては、あす、総務建設委員会に付託という予定になっていますので、資料を出していただけたらと思いますので、お願いしたいと思います。

13ページの廃棄物減量推進事業費の中でですね、有価物の集団回収の助成金が165万増額になっています。これは分別と有価物の回収が進んでいるということで、多分これは半期に1回集計をして助成金を出しておられると思うんですね。この時点でもうほぼ、これだけ不足するということが見えてきたんだと思うんですが、具体的な数字として実績、今年度ですね、どれぐらい有価物の集団回収の量が増えているかという実績で出していただけたらと思います。

それと、ごみステーションの設置の助成金も100万増額補正になっていますので、こちらのほうも、いろいろネットでしか対応できないところとか、場所によってはなかなか進みにくいところもあるようですが、そちらも整備状況について、一覧表か何かでわかるものを出していただけたらというふうに思いますので、お願いしておきたいと思います。

それと、14ページの先ほど出ましたけれども、小学校の大規模改造事業に伴っての用地購入費、これは多分、大規模改造事業の説明があったときに、地図に落とされてたと思うんですが、改めて、あすの委員会に資料として箇所づけですね、資料として出していただきたいと思います。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

ただいま資料請求いただきまして、有価物の集団回収の助成金の実績、それとごみステーションの設置補助金の整備状況の資料ですね、あす提出させていただきます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

用地購入費に係りましての資料につきましては、あした提出させていただきます。

○議長

繁田君。

○ 1 1 番

すみません。それと 1 4 ページの幼保一体化の工事請負費なんですけれども、これ、造成費と建設費が合算されて、この 1 1 億何がしかの金額が計上されてるんですけども、それぞれ造成費が幾らで、建設費は幾らになっているんでしょうか。通常、こういう場合、造成費と建設費というのは、別々に計上されてくるんじゃないかと思うんですが、こういう形で工事請負費として計上してきたのは何かわけがあるんでしょうか。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

まず、1 1 億 6, 8 8 9 万 1, 0 0 0 円の内訳です。

建築費につきましては 1 0 億 7, 9 0 7 万 8, 0 0 0 円、それから造成費につきましては 8, 9 8 1 万 3, 0 0 0 円でございます。本来、造成工事をして建築工事というふうな二段構えということが一般的かもわからないですけども、工期の関係も含めてありまして、2 7 年 4 月に開園ということを目指しておるといことも含めて、同一業者に造成と建築を含めて委ねるといふうな計画をしております。

○ 議 長

繁田君。

○ 1 1 番

そしたら、造成と建築を一体で同じ業者に発注するという考え方なんですか。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

造成工事と建築工事を一体的に進めていくという計画です。

○ 議 長

山口君。

○ 6 番

私もあしたあるので、先日の全員協議会で資料を要請していた、多分忘れておられないと思いますけれども、用地先行取得特別会計の繰出金、1 2 億 6, 0 0 0 万のうちの残り 6 年分を繰り出すわけですから、これのですね、2 1 年当時の、町が買い戻した当時のですね、公社から、の路線価、あのとき今度の議会でということだったので、それはあしたの委員会までには出してくださいね。委員会までって、委員会には出してくださいね。

それとですね、いまも出てた幼保一体建設事業費ね、工事請負費 11 億 6,800 万、建設費と造成工事費のいま金額は言わはりましたけれども、きちっとした積算数字出してもらえますか。予算出してるわけだから、当然入札する場合であつたって、積算根拠を持って入札するわけですからね。それはちょっとあしたの委員会で出してください。その 2 点。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま山口議員のほうから資料請求ございました件でございますが、一定 21 年度の路線価については、前回の全協後、確認をしたわけでございますが、当時の路線価というのはとっておらずに、簿価で買い戻しをした経過というのがございます。ついては、いわゆる取得から今回買い戻すまでの、一定のどういう流れでこの用地というのがどういう評価を受けながら買い戻しに至ったかというところでの資料の整理はさせていただきまして、その資料でよろしければ、御提出をさせていただきたいと存じます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

造成費、建築費のそれぞれの積算数字につきましては、今回提案させてもらってる額につきましては、設計業者より概算金額の提示がありましたので、その金額でやっています。詳細設計をいま急いで進めているところですので、その詳細設計の数字とは若干異なってくると思いますけれども、今回出しております 8,900 万と 11 億 6,800 万の積算根拠につきましては、あすお示しさせていただきたいと思います。

○議長

山口君。

○6 番

いま政策推進課長からあつたね、路線価で当然出るわけでしょう、その当時のやつは当時の路線価を見れば。その基準から引っ張って何メートルとかで出るわけじゃないですか。だから、それを出してほしいってこの前も言ったでしょう。それを出していただけるんですね。それといまの時点での、だから、まだ新しいの出てなかったら、ことしの 1 月 1 日になるかもわかりませんが、いまの時点での路線価が幾らになるかというのを、それも全協のときに申し上げたはずですよ。その二つですよ。その二つさえ出していただければ、その経過も含めて出していただくんならそれが一番いいですけども、それは落とさない

ようにしてくださいね、よろしいですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

路線価の取り扱いでございますが、あの場所につきましては、調整区域でございますし、俗に路線のほうからかなり外れた区域になってございますので、どういうふうな取り扱いをしておりますのか、ちょっと確認のほうをさせていただきたいと思っておりますので、暫時休憩をいただけたらというふうに思い……。

○6番

後でいいです。

○政策推進課長

そしたら、後で確認をさせていただきたいと存じます。

○議長

ほかございませんか。森田君。

○4番

小学校統合で議会にも議員にも説明いただいているんですが、西小学校の跡地ですね、利用というか、活用の概要がわかれば。以前ですね、地域の方の説明会をして、その後、どのようになっているのでしょうか。

○議長

政策推進課長、簡潔にお願いします。

○政策推進課長

ただいま西小学校の跡地利用の部分でございますが、11月に関係大字・自治会の方を対象にいたしました地域公聴会ということで開催をさせていただきました。その後、一定の利活用について、地元の方たちの御要望というのをいただいたわけでございますが、その意見の中で、今後とも地元の御意見を聞きながら進めていくという部分で、いまのところ、事務としてはそこまでの状況でございます。今後、どのような施設に利活用できるのかということも含めて、今後の検討課題ということで、いまこれから協議を進めるところでございます。

○議長

森田君。

○4番

関連ですから、ちょっと申し上げますけども、4月1日からもう学校はなくなるんですよ。あることは管理費が要るわけですよ、当然。4月の予算にも当然上がってくるでしょう。それはきっちり計画をですね、議員にも示していただいでですね、地域にも示していただいで、議員にも示していただきたい、

これはお願いしときます。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りをします。

本案は会議規則第39条の規定により、総務建設委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定しました。

続きますして

日程第23 議案第70号 平成25年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第70号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

歳出の公共下水道事業費のですね、委託料を減らして工事請負費に振りかわってるような、一応ことになるんですけど、この辺もうちょっと詳しく説明していただけます。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

委託料につきましては、測量設計委託料、それと調査なんですけど、工事と違いまして、最低制限価格というのを設けておりませんで、かなりこの間、予定

しておりました測量設計や調査、発注しましたところ、請負率がかなり高くてですね、予算的にはかなり入札差金が生じてると。一方、工事請負費につきましては、当初見込んでおりました国庫補助金がですね、1億3,150万で当初予算見込んでおったんですが、国からの割り当てが9,800万となりまして、3,350万ほどの見込んでおった分が入ってこないという結果になっておりますので、工事のほうはかなり遅れております。委託料で浮いてきた入札差金分を工事のほうに振りかえて、少しでも事業を進めていきたいということでございます。

○議 長

山口君。

○6 番

非常にわかりにくいけど、とにかく浮いた分をこっちへ回してと。ただ、最終的にはどうなるか、こんなきっちりした数字で出るかどうかは別問題ということでもいいですね。いいですねって、まあまあ、そうなるんでしょうと。

それからね、いま説明あった、そんな大きく動いてないわけなんですけど、見かけ上はね、今度の予算は、公共下水道事業の遅れ、いま説明があった樺台、若葉台、ローズタウン、ここの遅れによる加入負担金掛ける5やから、さっきの742戸よりは少なく見積もってるんだと思うんですが、それと、ほんで、前年度繰越金というのは、これ、正味、前年度繰り越しじゃなく、何か公債費利子によるというような説明をいまされたけれども、前年度繰越金、9月議会ではせずに残してた、いや、その辺もちょっとこれね、前の見てないんで、正確じゃないかもわかりませんが、簡単に言えば、公共下水道の遅れによる加入負担金の減額になる部分を前年度繰越金と、それからですね、一般会計繰出金で賄うと、こういうふうに見えるんですけど、一方でね、一般会計繰入金のほうを見ると、これは公債費繰入金がほとんどというか、もう一方はマイナスですから、ですよ。こういう会計処理というのは、ちょっと何かよくわかりにくいんですけどもね、その辺、全体を説明するとしたらどうなります。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

まず、加入負担金、若干申し上げた戸数掛ける5万円では合わないということで、細かいことを言いますと、当初見込んでおりました樺、若葉、ローズタウンの戸数の半数が742戸、これが年度内に接続できなかった分あります。私どもの算定の中ですね、それと別に個別浄化の地域、吉新だとか竜田川団地の分ございますが、ここら辺がですね、当初こちらで算定してた戸数より4

2戸ほど、いま現在多くですね、接続を進めてもらってます。それで、マイナス742戸プラス42戸と、700戸と。42戸については10万円ということで、計算しての3,290万円ということです。

繰越金につきましては、前年度の繰越金ということで、平成23年度から24年度に送りました繰越明許、それから24年度の繰越明許の予算の残額が25年度の繰り越し額ということになります。9月に決算終わりました、いまの時期、その決算議会の直近の12月議会に確定した金額を出させていただくと。これは消費税の還付金につきましても、9月議会以後確定しますので、同時に12月議会を出させていただいているということです。

繰越金につきましては、もともと歳入として繰越金見込んでおりますので、それについては、公債費利子の財源として見込んでおります。ただ、書きぶりとしましては、8ページの公債費の利子の財源としては、どこに見込んでいるかということですね、一般財源として見込んでます。繰越金の歳入につきましては、公債費利子の一般財源の中に見込んでいるということです。

確かにちょっとわかりにくいので、ざくっと全体を説明しますと、歳入です、加入負担金が3,290万円減額になりますので、これがほかに歳入がなければですね、丸々この3,290万円というのが不足額になりますから、一般会計から繰り入れていただかなければいけないということなんですが、この3,290万円の減に対して、一方で、繰越金が確定されて1,518万6,000円が増額になると。もう一方で、歳入のほうで消費税の還付金が当初と比べて63万9,000円の減額になると。また一方で、町債、資本費平準化債が30万円増額になると。これを差し引きしますと、1,805万3,000円と。この1,805万3,000円というのが、6ページの一般会計繰入金の下水道公債費繰入金1,805万3,000円ということになるわけです。歳入が1,805万3,000円不足することになるので、下水道公債費繰入金では1,805万3,000円増額させていただきますと。その上の段に、それと別に建設費の繰入金が5万2,000円、事業の負担金の減額に伴って5万2,000円減額になりますので、その合計がマイナス5万2,000円とプラス1,805万3,000円で、補正額として1,800万1,000円ということになりまして、これが一般会計から新たに繰り入れてもらう額ということになります。

以上でございます。

○議長

ほかありませんか。奥田君。

○3番

8 ページの流域下水道、195万2,000円減額の内容をちょっと教えてください。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

これは奈良県が事業主体となっております流域下水道の建設費に対する平群町の負担金ですので、県事業ですね、管渠はほとんどなかったと思うんです。処理場の更新だとか、新たな増設事業、これに対する流域関連の市町村の建設負担金で、この時期、額が確定しましたので、要するに、県のやる流域下水道事業の事業予算が確定して、それに伴って、市町村の負担金、これが確定して、当初県からお聞きしてました負担金の額より、195万2,000円少なくて済むということでございます。

○議長

奥田君。

○3番

僕の勘違いかしらんけども、公共下水道の接続が予定より少なかったの、減ったのかなと思って、それはただいまの説明で、平群町の都合やなしに、県の都合で減ったということで解釈してよろしいですね。

続きまして、先ほど雨水の侵入の判断、これは樁台、若葉台、ローズタウン、それぞれ浄化槽で流入し、そこで浄化されております。そしたら、ある家は公共下水道につないで、あるものはそのまま浄化槽でやってるということは、浄化槽の耐用年数も期限が切れてんのかどうかわからんけどね。その負担が多くなってしまいうんちゃうかなと。接続しはった人はそのままいけるけども、残ってる人は、その機械のメンテナンスやとか、いろいろの負担がかかってくると思います。1年ぐらいやったらいいけども、何年かほっとくと相当なメンテナンスの事業になってくると思います。その説明と、そこから大体残ってる雨水の侵入の家は多いところで幾らか、少ないところで幾らか、その町の工事範囲と宅内排水の、そこからの区別やと思いますねけど、最高幾らぐらいの負担の工事になるんですかな。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

まず、最初におっしゃった浄化槽、一つの浄化槽で数百件、その一つの浄化槽の受け持つ数百件のうち、それを半分に分けて、例えば今年度と来年度にそれぞれ接続をするということになりますと、残りの半数の家が一つの浄化槽を

倍の経費をかけてということになるという話ですよ。それは基本そうならないようには考えておりました、例えば若葉台でしたら、浄化槽が2カ所ありますので、そもそも考えてましたのは、地元では1基目の浄化槽、2基目の浄化槽というふうに言ってるんですが、それを年度分けるとかですね。あるいは、例えば椿台でしたら、一つの浄化槽なんですけども、先ほどの侵入水の関係もあったので、年度末と翌年度の当初、4月なら4月というような形で、接続の改修状況を見ながら、地域を分けるとかというようなことも含めて、半数程度何とか接続したいというふうに考えておりましたんで、丸々一つの浄化槽を受け持ってる数百世帯を、1年以上の時間差を設けて接続するというようなことはないように考えておりましたんで、そういう心配はないようには。当然400件で一つの浄化槽を管理してて、半数ごとにすると200件が残り、200件で一つの浄化槽を受け持たないといけないというようなことはないようにいま考えております。

結果的に遅れますので、来年度の、いま考えておりますのは10月ぐらいに、先ほど申し上げました椿台、若葉台、ローズタウン若葉台、一斉にですね、接続したい。一斉につて、自治会ごとに接続したい。だから、椿台の全世帯は同じ時期に、若葉台の全世帯については若干ずれるとしても、二つの浄化槽がありますので、その浄化槽ごとの地域に分けて、ひょっとしたら一月程度接続にタイムラグが生じるかもわかりませんが、基本的には一緒にしたいと。ローズタウンは1基しか浄化槽ありませんから、これも全世帯同じ日にですね、接続したいと考えております。

それから、誤接続に関してですが、いま三つの自治会の名前申し上げた中ですね、合計で誤接続が判明しました戸数が388件ございました。これは単純な、汚水ますのふたが穴があいてて、そこから雨水が入るということも含めてですが、誤接続の中には雨水の排水管と汚水の排水管が一緒くたになっているということについては、排水設備の改修工事をしていかないといけないと。大体大きな額で、改修費で十数万程度かけられてるお宅が一番高いぐらいかなと思っております。誤接続箇所は多いとこで3カ所程度、雨どいの水が汚水ますに入ってるというのが3カ所程度判明した、多くても4カ所程度、これの接続がえで若干汚水管なんかを新設して、汚水ますを数カ所新設して、十数万程度かなと。あとはほとんどですね、数千円で直るような家もありますから。先ほど言いました388件のうち、既に住民さんが改修済みのところが329件、いま現在ありまして、残り59件未改修のお宅がございました。59件、かなり少なくなっておるんですが、やっぱり雨水の侵入というのは、特に大雨のときの侵入水が問題になりますので、たとえ59件といえども、雨水の侵入

量というのはかなり多うございますので、極力これを少なくしていきたいと。ただ、お住いでないお宅だとか空き家だとか、住所はあるけども、どこかよそに、例えば施設に入られてるとか、そういうところがあるようで、なかなかすぐには改修してもらえない部分が残りますが、この59件の未改修をできるだけ少なくして、県に申請した際にですね、問題のないような雨水の侵入量にしてですね、接続したいというふうには考えております。

以上です。

○議 長

奥田君。

○3 番

できるだけ早くするようにと。僕、聞いている話では、1件当たり相当な金額があつてですね、それを負担しきれないと。そしたら、浄化槽はとまってしまうわ、結局その人のつくった便所は流せなくて、生で竜田川へ流れるということのないようにですね、やっぱり先になることはわかったあんねから、そういうことのないようにやっぱり努力してほしいなと思いますねけど。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

誤接続の改修工事の費用は、確かに、いま申し上げた地域では、それほど高額なところ、私自身は聞いてないんですが、今後ですね、例えば緑ヶ丘なんかを接続するに当たっては、ここら辺は、緑ヶ丘についてはさらに高額な改修が必要になるような世帯がかなりありそうでございます。これにつきましても、あんまり大きな負担を一度期にさせていただくというのは確かに大変ですので、あるいはその融資あっせんとかの制度をですね、適用するなりして、一度期に大きな額の改修費用が発生しないように考える等、ちょっと今後検討していきたいと思っております。

○議 長

奥田君。

○3 番

いま、課長が言わはったようにね、やっぱり十数万やなしに90万、100万ぐらいかかると聞いてます。石垣の積みかえやとか全部それにかかってくんねんて。せやから、心配してはるうちもあるらしいです。それだけ言うておきます。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第70号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

3時35分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時18分)

再 開 (午後 3時35分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

総務防災課長より発言の申し出がありますので、許可します。総務防災課長。

○総務防災課長

失礼いたします。午前中の議案の審議の中でですね、山口議員さんのほうから質問を受けておりました非常勤の特別職の報酬のカットによる影響額についてでございます。

まず23年度、24年度につきましてですけれども、予算ベースでいきますと、予算額と、それから本来のカットしない場合の予算額との差額につきましては、約280万円程度の差、カットの影響が出ているということでございます。ただし、その予算ベースでございますので、実際その日額報酬で開かなかつたりとかいった場合がございますので、細かく拾っていきますと、総額で263万4,000円のカットの影響額でございます。いまのは24年度の数字でございます。ちょっと23年度まではそこまで細かく拾っておりませんが、おおむねそのぐらいの二百七、八十万円程度のカットの額であるということでございます。

以上でございます。

○議長

日程第24 議案第71号 平成25年度平群町介護保険特別会計補正予算
(第2号) について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第71号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

ちょっと順次質問しますけれども、地域密着型給付費が1,871万2,000円の補正ということで、これで当初予算と合わせてね、1億2,601万4,000円。当初予算より17.4%増になるね。その要因については、いま説明あったグループホームの増加等ということなんですけれども、第5期計画、昨年度から始まって、平成24年度が計画ではですね、1億5,516万5,000円、25年度、今年度ですが、これも計画では2億ちょっとと。それがですね、昨年度決算は、実際には1億1,557万6,000円なんですけれども、今年度当初が1億730万2,000円という数字できてるんです。いまの補正を入れて1億2,601万4,000円ですけれども、この計画が下回っている。それも結構大きい金額の乖離があるんですけれども、いまグループホームの増による補正とおっしゃったんですけれどもね、この計画との大きな乖離というのはどのあたりにあるんでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

正確にはまだまだ分析する必要があるというふうに思っております。今回補正をさせていただきましたのは、特にグループホームが大きな要因でございます。これで言いますと、当初予算見積もっていた金額に対して、今年度執行見込みとして不足する金額が1,750万を超えるというふうに見込んでおります。それと、若干増えておりますのは、認知症対応型の通所介護デイサービス、これが若干増えております。予測として、不足が161万円程度発生するというふうに見込んでおります。それに対して、見込みよりもマイナスになっている、当初予算よりも落ちているというのが小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護短期、この分が若干見込みよりも減っております。これは金額的には大きな金額ではないんですが、減っております。小規模多機能型も含めてそうですが、平群町はまだ開所できておりません。1事業者は過去ございましたが、閉鎖をされております。今回、第5期計画に基づいて許可を1事業者に与えました。いま現在、26年4月開所に向けて建築が進んでおりまして、場所は吉新地区でございます。1事業者が開所をされるということで予定をしております。

施設関係の整備が進んでいないという、若干遅れているというのもございますし、デイサービスについても、今回一旦は許可を与えたんですが、デイサービスだけでは採算に乗らないということで、1事業者は返上されたという経緯がございますので、その辺の関係も含めて、ちょっと数字上は落ちているという状況でございます。

しかし、小規模多機能については来年4月、デイサービスについても、改めて募集をかける準備をしておりますので、第5期の計画中には何とか施設建設に向けて取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議 長

山口君。

○6 番

施設介護も3,597万6,000円増えて、これも特養と、あともう一つ何かおっしゃったけど、ちょっと聞き取りにくかったんですが、それで4億を超えるということに。これも約10%の伸び率なんですけれども、当初予算に比べて。これは逆に、5期計画ではですね、今年度で言うと、3億9,800万ぐらいでしたから、それより若干多いということで、微増ということになるんですけれども、じゃあ、これについては、計画どおりきているということでよろしいんですか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

今回の補正の中では、特に特養関係では、予測としては当初予算に対して2,500万ぐらい不足が生じる。介護病棟の関係で言いますと、介護療養施設です、それについても、1,100万ほどの不足が生じるというふうに見込んでおります。それに反して、老健施設の関係が当初見込んでいた数字よりも、予測として1,000万程度少なくなるのではないかとというふうに考えております。

特に第5期介護保険計画の中では、平群町の中で特養の1事業者を建設すべきやということについて考えがまとめられました。しかし、平群町内の事業者、あるいは町外からも24年、25年の間にも数者の方が手を挙げられました。しかし、いかんせんこの事業者の決定につきましては、地域密着型と違いました、市町村の決定できる権限がございません。公益型の施設ですので、県のほうが決定をするということになってます。奈良県の中でも、西和地域の中で、各市町村とも各事業者が手を挙げておられましたが、24年、25年とも残念なことに、町内に施設を建設しようという事業者が認められませんでした。そういう意味では、公益型施設でございますが、平群町から離れた施設に入所するしかないという実態でございます。

また、それと、それを受け入れるような県内における施設についても、全体として不足が生じております。そういう意味で、平群町内でも特養を待っておられる方はたくさんおられるんですが、入りたいけれども、入れる施設がないという状況で、引き続いて県に対して、特別養護老人ホームの建設を町の計画にもございますし、待機者もございますし、これを解消していくという視点で、強力に要請をしていきたいというふうに考えているところです。そういう状況ではございますが、特にことし、今回についてはこの特養と療養病床の関係で伴いまして、特に特養では8人の利用増がございました。それでもそういう状況の中にあっても。療養病床の関係でも、3人の当初見積もっていた人数よりも増加がございました。それに伴って、これだけの金額の不足が発生したというふうに御理解を願いたいというふうに思っております。

○議長

山口君。

○6番

僕は、そういういろんな事情があるのはいいんですけどもね、財政として、だから5期計画の数字との乖離を聞いてるんであってね、だから予定してた業者が来なくなったとか、そんなんでも当然変わるというのは、それはわかるんで

す。ただ、さっきも言いましたように、地域密着型についてはですね、予定よりも大幅に、要するに自治体の経費がですね、少なくなっている。いまの施設介護では、いまみたいな事情があるのに、大体計画どおりの数字で来ている。当然5期については、26年度までありますから、その数字も見なければならぬと思うんですが、そういう意味で、ほぼ計画どおり来てるんですかって。これは財政的に見てですよ。介護保険財政的に見てどうなのかということを知っているんであって、施策そのものがどうのこうのというのは、また別の話になりますんでね、そこが聞きたかったんです。それはもう一度答えていただきたいのと、もう一つはね、いろいろあるけど、もう一つだけに。

特定入所者介護、これについてもね、金額的には3,665万3,000円の当初予算から、補正後は4,209万5,000円にこうなるわけですけども、これでも14.8%、率的には結構大きく増えているんです。これは計画の数字が入ってません。合計で入っているのが、これはほかのですね、特例入所者介護とか特例介護予防とか、これ全部合わせて、もともと3,300万ぐらいの計画やったのがですね、もう既に4,200万になっていると。これで言うと、3割近く増えているわけですよ。この辺についても、じゃあ、計画がどうだったかという検証をね、もう細かくはいいですわ、もう時間もかかるから。だから、計画に照らしてどうだったか。前も言いましたけども、この計画でもって介護保険料を決めているんですからね。そこは忘れないようにしてほしいんです。もちろん正確なものはないっていうのはわかっていますから、ちょっとの違いをあげつらうつもりはもちろんありませんけれども、その数字に基づいて、保険料というのは賦課されてですね、65歳以上の人たちですね、第1号被保険者の保険料は決まっているわけですから。そこでの乖離の分析、最初のところで、課長は必要があるとは思っているってこうおっしゃったけれども、やっぱりね、私はこういう補正があるときには、その都度、もちろんこの数字できちっと決算になるとは思いませんけれども、もう1回ぐらい補正あるのかもわかんないし、実際はこれより少なく済むのかもわかんないし、それはもちろんわかんないから、決算出て正確にやればいいんですが、いまの時点で、そういう予測をされてるんであれば、その辺についてもね、やっぱりきちっと検証をする必要があるのではないかというふうに思いますんで、そのことを言いたいのと。さっきのやつは答えてくださいね。

もう一つはね、これでね、要するに、保険給付費というのは介護保険のほとんどの金額なんですね。これが決まって、歳入のほうの国や県の負担、町の負担というのが全部決まるわけですよ。今回の補正予算では、本当なら、そこへ保険料が入ってこないとだめなんですけど、保険料は勝手に上げられませんから、

要するに、いま手持ちの基金から一千九百何がしを出して、帳尻合わせの補正をやってるわけです。それも含めてですね、今回1,957万9,000円基金取り崩し、いまの段階で、もちろんまだいま12月で、実際に数字が来てるのはもうちょっと3カ月前ぐらいの、だから今年度で言えば、半年分ぐらいしかないかもわからないですけども、いまの時点で、計画との比較でどうなのか。その辺ちょっとだけ説明していただけますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

議員、御指摘のとおり、非常に予測としては難しい部分がございます。ただ、一つ言えるのは、第5期計画の予想から言いますと、今年度いまの状況から推計できるのは、若干計画値を下回るのではないかというふうに思っております、いまの段階では。あくまでこの数字というのは、半年を経過した段階における金額をベースにしておりますので、若干下回るのではないかというふうに考えております。

基金の取り崩しの関係については、先ほど議員がおっしゃったとおりのことで、これも正直まだわからない状況でございますので、ちょっとお答えしかねる部分も含んでございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○6番

またゆっくり議論する機会もあると思いますが、一言言っておきますが、24年度について、昨年度については、計画で保険給付費総額というのは、決算ではですね、12億7,294万4,000円やったんです。計画では、12億6,186万9,000円やったんですね。若干実際には増えてるんです。これはいままでなかったことなんですね。ほんで、今年度がさっきこの数字は言ってませんが、25年度については、計画では14億2,300万、それに対して、この補正後ですね、予算上ですけども、13億6,100万、課長言われたように、まだ一応6,000万ちょっと間ありますけれどもね、だから若干下回るというのは、そういうふうになるのかなというふうに思います。その辺もね、含めて今後もやっぱりその辺、原課のほうで介護保険については、住民、特に高齢者の皆さんのやっぱり負担に直結しますんでね、その辺はきちっと見ていただくことはお願いしておきたいと思います。もう答弁結構です。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第71号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第25 議案第72号 平成25年度平群町用地先行取得事業特別会計
補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第72号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

これでこの会計は基本的に終わるわけですね。それで、今年度末で終わることになるのかどうか1点と、それと今後、じゃあ、用地先行取得、用地の取得については、こういう先行取得という、これは公社にかわるものと

してつくられたわけですがけれども、そういうものは今後考えていないという理解でよろしいですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございます。

経理上という部分で、今年度この用地先行取得債、今回の補正をもちまして、いわゆる借入金の償還が終わりましたら、会計上の動きというのはなくなります。御承知のように、この特別会計の設置につきましては、設置条例を設けておる中で、この用地先行取得事業の特別会計を設置しておるところでございます。

2点目の御指摘の部分も含めて、今後、平群町が、これは土地開発公社の用地先行にかわる会計という意味合いも非常に持つておる会計でございますので、今後何か大きな事業取得を伴うような事業があるかないかということも含めて、この会計については、例えば条例を改正して閉めてしまうということも含めて、またそういった事業の今後の見通しも含めて検討する中で、ちょっと会計のしまい方につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第72号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

ここで時間延長、午後6時までといたします。

続きまして

日程第26 議案第73号 平群町体育施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第73号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。高幣君。

○7番

いま73号の御説明をいただいたんですが、ちょっとさっきのことを言っちゃ悪いんですが、この73号から79号までは、それぞれ指定管理者についての問題でございます。そこでトータル的にお聞きしたいんですが、指定管理については、当然いろんな選定方法もあるし、また申し込みの方法もあると思うんですが、この何て言うんですか、73号から79号については、全て1者のみの申し込みであったのか、プロポーザルであったのか、この辺についてトータル的にお答えを願いたいと思います。一つ一つ言うのはややこしいですから、まとめて、73号は1、あるいは79号は2の申し込みがあったというふうな点を含めて、全てをちょっと説明してほしいんですが。

○議長

議案第73号に対する質疑ですので、その分だけ答えてください。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

体育施設の指定管理につきましては、1者でございました。

○7番

わかりました。

○議長

繁田君。

○11番

すみません、これ一括質疑じゃないんで、個々ばらばらになってしまうんですけども、73号から79号までは、いま高幣議員からもありましたように、指定管理についての議決であります。プレゼンが何社あったかという、いまの高幣議員の質問なんですけれども、プレゼンがあった部分に対しては、各項目ごとに評価点というのを出しておられると思うんです。得点に対して、そのプレゼンに対する評価点が何点というのがあるって、トータル的に総合何点のうちの何点というふうな評価をされていると思うんですけれども、それぞれについてですね、その評価点数が項目ごとにわかるような表があると思いますので、出していただきたいと思います。

○議長

いまの件で、まだ議案第73号の質疑ですねけども、この部分については1者ということで何も無いと思いますねけども、次の74号、75号といく場合に、何者かある場合もありますので、その議案のときに資料として出せるかどうか、また町のほうでも協議をいただきたいと思います。そのときにまた時間をとりますので。はい、政策推進課長。

○政策推進課長

いま繁田議員のほうから資料の請求ということでいただいたところでございます。おっしゃっていただいたように、今回は一括して、議案としては個別の案件となつてございますが、一定の事務処理という形で選定委員会等を開いた上で、選定業務をやってきたところでございますので、指定管理の施設についての評点でありますとか、どういう施設について、どういう申請団体があったということでの一覧表について、資料としてお出しさせていただきます。

○議長

ということは、73号から79号までについて出せるということですか。政策推進課長。

○政策推進課長

73号から79号まで個々の申請団体等々の状況なり、また審査結果等も含めてお出しさせていただくことはできます。

○議長

それでは、1者または複数にある場合についても、一応資料が出せるということですので、その調整もありますので、暫時休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 4時13分)

再 開 (午後 4時49分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

恐れ入ります。大変貴重な時間、おとりをいただきましてありがとうございます。それではちょっとお手元のほうにお配りをさせていただきました資料につきまして御説明のほうを申し上げます。

まず、資料の1ページでございますが、指定管理施設の予定一覧表ということで記載をしております。上段から、まず今回指定管理の議決をいただく施設ということで、議案ごとに列挙させていただいております。施設でございますが、一番目の体育施設・公園体育施設・都市公園施設につきましましては指定管理が、議案につきましましては2件の案件ということで上程をさせていただいておりますが、指定管理の管理という部分では一体管理を行うということでございますので、この表上はくくりにさせていただいたところがございます。また、募集等につきましても、このくくりで募集をさせていただいたところがございます。

まず、上段のいま申し上げました体育施設・公園体育施設・都市公園施設でございます。真ん中のところがございますが、それぞれの施設につきまして、公募をしたのか非公募にしたのかということで、公募、非公募の区分を記載をさせていただいております。一番右側でございますが、申請団体名ということで記載をしております。これにつきましましては、実際に申請があった団体ということで、その団体名を記載をさせていただいております。ですので、この一番の体育、公園、都市公園施設につきましましては、公募によりまして応募をいたしました。結果といたしまして、申請団体が公益財団法人平群町地域振興センターの1者のみであったというふうな結果となっております。以下、そのような記載となっております。

二つ目の老人福祉センターにつきましましては、非公募の申請団体が社会福祉協議会、三つ目の③の若井集会所につきましても、非公募の申請団体が大字若井、4点目のリサイクルセンターにつきましましては、公募という形で公募した結果、申請団体が公益社団法人平群町シルバー人材センターであったということでございます。⑤農村環境改善センターでございますが、これについては非公募ということで、申請団体が大字上庄となっております。6番目でございますが、

活性化センターでございます。これにつきましては、公募ということで、申請団体が奈良交通株式会社並びに公益財団法人平群町地域振興センターの2団体があって、その中での選考となったということでございます。

続きまして、資料の一番末尾8ページでございます。A3の表をつけさせていただいております。これにつきましては、かなり細かい字で大変申しわけございませんが、それぞれ指定管理者の候補者の選定を行った審査表でございます。それぞれ縦軸に評価項目ということで記載をしております。評価のポイント、配点、また提案内容の評価・点数ということで、数値をあらわしております。これがそれぞれ選考委員の皆様方がそれぞれの評価をされて、点数にあらわれてくるというふうな表の原稿でございます。この中で一番右段のところでございますが、1次審査の評価点数、1次評価、2次評価となっております。基本的にこの区分でございますが、まず非公募の団体につきましては、その団体しか申請がないということでございますので、1次審査のみの評価となっております。公募を行った指定管理者につきましては、1次審査の評価並びに2次審査まで、どの申請団体も2次評価まで行ったというふうな評価となっております。

それでは、2ページのほうにお戻りをいただきたいと存じます。ただいま議案第73号で御説明のございました平群町体育施設の指定管理についての審査結果ということで添付をさせていただいております。これにつきましては、それぞれ全ての施設につきまして、審査結果につきましては添付をさせていただいてるところでございます。

まず、この表の見方ということでございますが、この2ページにつきましては体育施設・公園体育施設・都市公園施設ということで、一体管理をするということで、この複合施設の評価をさせていただきました。指定期間並びに申請者につきましては、先ほど議案のほうで御説明を申し上げたところでございます。公募等の区分ということで、この施設につきましては、公募をさせていただいたところ、この申請者のみの申請であったところでございます。審査につきましては、記載の日時に選定委員会を開催をいたしまして審査を行いました。審査の方法につきましては、まず1次審査ということで、申請者のほうから提出のございました申請書類に基づきまして、書面審査を行いました。その後、公募の団体につきましては、2次審査ということでプレゼンテーションを行いまして、平群町公の施設管理者の選考委員会の委員がそれぞれ採点を行ったところでございます。それが下段の集計結果というところでの点数でございます。

配点につきましては、それぞれ先ほど御説明申し上げましたA3の配点基準にのっとりまして、それぞれの委員の皆様方が配点をしていただきました結果

となっております。この施設で申し上げましたら、配点ということで、4, 200満点中2, 573点の得点であったということで、その結果をもちまして、評価としましては良ということで、今回の申請に至ったところでございます。

以上、この体育施設・公園体育施設・都市公園施設につきましての評価項目についての御説明とさせていただきます。

○議長

それでは、73号に対する質疑を続けます。ございませんか。馬本君。

○12番

いま、政策推進課長からるる説明あってんけど、ここに出てきてますねけどね、ちょっと何か忘れてはること一つあるんちゃうかな、ここに出てないんやけど。公募された結果、現地説明に何者お越しになったのか、ひとつお願いいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、現地説明会というのも、当然現地を確認していただくということで行いました。その中で、体育施設・公園体育施設につきましては、3者の業者といたしますか、指定管理候補者の方が現地説明会にはお越しになりました。以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

それで、3者お越しになって、それで申請されたのが1者という理解でよろしいね。はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長

ほかございませんか。森田君。

○4番

この事業ですね、誰でもできる事業じゃないかなと思うんですね、委託を受けてやられる。と言いますのはですね、公益財団法人というのは公益性を求められてですね、税制優遇があると思うんですけれども、それがなければ50%を超えないとですね、公益財団法人の資格がなくなると思うんですけれど、その点だけちょっと確認の意味で。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

公益法人の出資比率でございますが、一応50%ということでございます。

○議長

森田君。

○4番

それで間違いなしに、この指定管理ですね、グラウンドの管理とかいうのは当然民間であればですね、税務対象だと思うんです、民間が受けた場合ですね。平等性の観点からすると、何か少しおかしいように思うんですけども、それは解決いただけるということ。

もう一つはですね、従前の事業ですね。例えば、これ、ちょっとわからないんですけども、地域振興センターで町が本来やるべきような事業をですね、例えば北公園で観月祭をやっておられるとか、そういう事業は従来どおりやることで、地域振興センターが納得されてるんでしょうか、それ確認の意味で。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

地域振興センターのほうから出してきた提案書の中に、そういった、これまで振興センターのほうでやっておりました、いろいろイベント事業なんかも含めてやるということの約束のもとでの内容です。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第73号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きますして

日程第27 議案第74号 平群町立老人福祉センターの指定管理者の指定
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第74号 提案理由説明

○議長

資料説明について、政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、引き続き資料のほうを御説明申し上げます。

資料のほうの3ページのほうをお開きを願います。指定管理者選定委員会の審査結果ということで、施設名といたしまして老人福祉センターでございます。この施設につきましても、先ほど議案の中での御説明がありましたように、社会福祉法人平群町社会福祉協議会が申請者となっております。公募の区分につきましても、今回非公募という形で募集をされたところでございます。ですので、審査につきましても、申請者のほうより提出のございました書面による1次審査のみの審査ということでございます。

今回、審査方法でございますが、選定委員会の委員、今回はちょっと、いわゆる利害関係人の除斥ということが指針にうたわれておりますので、6名により採点を行った結果、下段の集計結果となったところでございます。集計結果といたしましては、配点といたしまして、1,800点中この指定管理者は1,072点ということでの採点といたしますか、得点がございましたので、今回指定管理の申請者ということで上程をさせていただいたところでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第74号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きますして

日程第28 議案第75号 平群町若井集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第75号 提案理由説明

引き続き、この集会所につきましての選考結果につきまして、御説明のほうを申し上げたいと存じます。

お手元、別途配付をさせていただきました資料の4ページのほうをお開きを願います。施設名につきましては、いま述べました若井集会所でございます。指定期間、申請者につきましては、先ほどのとおりでございます。これにつきましても非公募ということでございますので、申請者のほうから申請のありました書面による1次審査のみの評決をもちまして、審査を行ったところでございます。配点につきましては、2, 100点中委員の皆様方の得点といたしまして、1, 120点の得点となっておりますので、今回の指定管理ということで上程をさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第75号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きますして

日程第29 議案第76号 平群町リサイクルセンターの指定管理者の指定
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

議案第76号 提案理由説明

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、ただいま上程のございましたリサイクルセンターにつきまして、審査結果について御説明申し上げます。

資料のほうの5ページのほうをお開きを願います。この平群町リサイクルセンターにつきましては、公募という形で指定管理者の応募をさせていただきました。その結果、先ほどございました公益社団法人平群町シルバー人材センタ

一が指定者ということでの申請があったところでございます。公募ということ
でございますので、申請者のほうより提出のございました申請書類の審査並び
にプレゼンテーションによりまして、管理内容、いわゆる業務内容についての
審査を行ったところでございます。2回の審査によりまして決定をさせていただ
きました。結果といたしまして、審査委員の配点の中で4, 200満点中シ
ルバー人材センターについては2, 169点の得点がございましたので、今回
上程をさせていただきましたところでございます。よろしく願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。馬本君。

○12番

まず、1点目、何者で現説されましたか、それ1点目。

もう1点、あのね、非常に僕不愉快と言うたらいかんけども、先ほど老人福
祉センターあるやん、あそこは非公募やな。ここ公募されてんな。そこでな、
ちょっと言うで、この見解、ちょっと言うてや。高齢者等の雇用の安定等に関
する法律って知ってはるわな。まさしくシルバー人材センターやな。ここ自身
が私公募でなじむんかなというふうに思います。なぜならば、現説にもう1者
来てねん、シルバー以外にね。ここにね、こう書いてあんねん。指定管理者の
指定の手續、町長は指定管理を指定するときは公募によるものとする。ただし、
ただしやで、町長は施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、相当
の事業効果が期待できる場合は、公募しやんでもええって書いてんねや。あの
ね、長い間平群町に税金を納めていただいた方、たくさんおいでになると思
うわ、シルバーに働いておられる方、な。平群をこれだけまちづくりのために貢
献してくれはった人、例えば60歳定年退職された方、平群町の人を皆雇うて
んねやろう。にもかかわらず、こういう高齢者に雇用の促進、安定等に関する
法律がありながら、私は公募することは非常に不愉快と言わざるを得やんとい
うふうに思うねけど、その見解を教えて。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

今回、リサイクルセンターにつきましては、公募という形で一応指定管理者
を募りました。仰せいただいた件につきましては、十分シルバー人材センター
の設置目的というのは理解をしているところでございますが、リサイクルセン
ターの運営という意味合いで、より効果的または効率的な運営という意味合い
で、その辺の運営を図るために、また住民の利用者のサービスの向上というこ
とも含めて、今回公募という形でさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

あのね、僕思うねん。先ほどのな、老人福祉センターな、あっこのね、それは非公募やねん。僕はそれはそれでええと思う。なぜならばね、こう書いてあ
んねん。本町が出資してる法人または公共団体もしくは公共的団体を指定管理
者の候補者を選定することができるって書いてあるねん、これ。これ、全部、リ
サイクルはリサイクルセンターの条例に書いてんねん、こっちはな、老人福祉
センターは老人福祉センターで。僕、さっきの老人福祉センターのことを何も
質疑せえへんかってん。けども、このリサイクルセンターのやつは憤りを感じ
てたわけや。高齢者の人を誰が守んの。行政が守って当たり前ちゃうんか。な
ぜ、僕言うかっていうたらね、先ほど現地説明会にお越しになってる会社はビ
ッグな会社やねん、ビッグ、大きな会社やねん。どことは言いませんよ。これ、
会議録載ってくることやから。私は知ってますよ。さっきのスポーツセンター
もそうでしょう。その会社でしょう。皆その会社入ってるやんか。たまたま申
請せえへんかただけちゃうの。まして、お年寄りにこういう法律がありなが
ら、そこの自治体がみずから高齢者の雇用を安定さすために推進していかん
ん法律を実行するのが、私は地方自治体がやるべき仕事やと思うで。そのため
に公益法人ってのはんねやろ、ちゃうの。社団法人やろ、公益の社団法人にな
ってんねやろう、どっちもそうやろう。そこら辺をね、僕ね、よう考えたって
ほしいと思うねん。

そこでや、今回、私、反対する気ないですよ、これは賛成させてもらいます
よ。今後のことは、それはまた議員さんはね、4年後どうされるんか、それは
議決案件やから、それはそれでよろしいけど、議案の提案者としてのね、ちょ
っと心積もりが、もうちょっと真剣になってほしいな。その点、改めてね、こ
の法律を照らし合わしながら、60で定年退職してね、はっきり言いませ、
65になって年金もらえる人、なってる人、年金どんどん後ろへ遅れてきてん
ちゃうの。まだ60やったら健康やんか、な。それで平群のな、いろんな地域
の方に平群のそこへ行って剪定しようかとか、いろんなんやってくれてはんね
や。まして、課長、野菊の里はそうちゃうの。火葬場かって土曜日、日曜日、
例えば夜ね、お通夜あったら、深夜、シルバーの人が行ってはるんちゃ
うの。ましてや、そこで働いてもうてる担当課長がね、私は公募される、なん
で危機感を感じてんねん。もう1者来た会社が大きいから、普通の会社ちゃう
ねん。それでね、シルバー人材センターの運営がね、これだけ違いますよ。い

ろんな部分に将来入ってきた場合、大変ですねん。せやから、効果的って、シルバーの事務所の隣ちやいますの、あのリサイクルセンターは。効率的によろしいやんか。それにもかかわらず、公募をされるというのはものすごいね、正直な話、憤り感じてますわ。いまのその私のお話、私初めてさしてもうたけど、その点どのように感じてはんの、課長。もう1回見解言うてくれへんか。いやいや、これはこれで反対するって言うてないよ。僕いま言うたんはね、これを言うてんねや。高齢者等の雇用の安定等に関する法律を見合わせた結果、どう思うかって言うてんねや。その点言って。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

高齢者等の雇用の安定等に関する法律という点で見合わせましたら、当然リサイクルセンターの委託業務としてシルバー人材センターというのは、それなりの雇用の場であるというふうな思いは感じております。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

それで、認識していただいたら、それで結構なんですよ。それ以上聞きませんけども。その点も踏まえながら、今後よろしくね、4年後ね、提案される場合、一つの要望もある。考えて提案してくださいね。議長よろしいです。

○議長

繁田君。

○11番

いま、馬本議員のほうから公募についてのお話があったんですけども、それはそれとして置いておいてですね、いままでリサイクル館の運営については、議会の中でも多々指摘があったことは皆さん認識していただいていると思いますし、その議会の中での指摘については、当然委託しているシルバー人材センターさんのほうにも伝わっていたと思うんですが、今回はこのプレゼンの中でですね、その議会で問題になったことに対して、シルバー人材センターのほうからの提案といいますか、っていうのはどのような形であったのでしょうか。特にこの評価点の中の要望の把握とか苦情への対応というのは、点数的に言うと、評価点は低いと思うんです。今後やっぱりリサイクルを進めていく上で、核となる中心となる施設ですし、住民の皆さんから広く利用されるべき施設であると思いますのでね、そのあたり、どのようなプレゼンがあったのかという

のはちょっと明らかにしていただけますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

公募ということで、プレゼンテーションも行っていただきました。担当としては、シルバー人材センターに、やはりいままでの議会からの御指摘や住民さんの苦情等も確かに聞きをしている中で、シルバー人材センターとして、リサイクルセンターの運営業務をいかに考えていただくかというのも、一つの、私としては考えていただく場として、一定公募という方法で今回させていただいたということで御理解をいただきたいと思うんですが、当然先ほどおっしゃっていただいた高齢者の雇用というところについては、当然それは十分加味をしているところでございます。

苦情あるいは今後の運営方針につきましては、シルバーのほうからも指定の申請の中では、十分その辺は考慮した申請等もございます。苦情に当たっては、それぞれ意見書をいただく中でシルバーの運営のあり方について考え直していただくとか、そういうようなことで、その辺の対応も十分していただいているところでございますし、また今後も引き続いて、十分住民のサービスの向上に向けて対応していただきたいというふうに思っております。そういうところで、運営に今後も当たっていただくようお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長

繁田君。

○11番

ちょっと聞いてることの答弁がちぐはぐかなって、かみ合っていないような気がするんですけどもね。だから、その運営に当たって、いままで議会でも何度か取り上げられています。管理体制の問題とか接遇の問題とかですね、そういう部分について、いままでの議会での指摘を受けて、シルバーさんは今回指定管理者として運営していただく上に当たってですね、こういうふうに改善したいとか、こういうふうに対応したいとかっていう提案とか提言が当然あってしかるべきやと思うんです。だから、そこをどのように選考委員さんのほうが評価をされたのか。どういう提案があって、その部分をこういうふうに評価したからこうなりましたというふうな説明が少し欲しいなということでお聞きしてるんで、そのあたりは明確に答弁をしていただきたいなと思うんですが。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

すみません。提案書の中をいろいろと見る中では、やはりそれぞれ使用者あるいは利用者に対するサービスの向上策として、引き取った品物について、十分手を入れて展示に当たるとか、あるいは先ほど申しましたように、要望の把握あるいは苦情への対応につきまして、十分内部協議をした上で対応に向けて取り組んでいくとか、そういうようなところを明記していただいているところでございます。

また、さらに事業につきましては、今後新しく、これは目的として考えていただいているところなんですけど、いろんな行事等にも積極的に参加する中で、品物の展示等を行いながら、利用者の来館の普及に努めていくとか、そういうようなところを明記していただいているところでございます。そういうところも踏まえまして、評価をさせていただいたというところですよ。

○議長

繁田君。

○11番

かみ合わないんですけどね、答弁が。せやから、具体的に言うたら、接遇の問題で取り上げられたことがありますよね。来られた方に対して、担当の方とか、管理をしておられる方の接し方が余りよくなかったとかですね、そういう部分、それ一番大事な部分やと思うんですよ。やっぱりせっかくあるリサイクル館を気持ちよく利用してもらおう。品物もそこにまだ十分使えるもの、ごみではありませんからね、捨ててしまったらごみになっちゃうけど、十分使えるものをリサイクル館に展示をしましょうと。次、またそれは不要な人にとってはリサイクル館にということやけど、それをまた活用したい人があって、そこで回っていくわけですよ。同時にそれは平群町のごみを減らしていくという、まさにリサイクルに直結していくわけやから、気持ちよく町民の方に利用していただきたいというのがみんな共通して思っていることなんですけれども、だから接遇に対する教育って言うたら、ちょっと失礼な言い方ですけどもね、そういうマニュアルみたいなものもちゃんとつくって、どなたがその担当をされても、町民の皆さんが気持ちよく使えるような、気持ちよく行けるような、そういう運営というのをやっていただかないといけないと思うんですよ。その点については、実際にプレゼンの中にあっただのかなかったのかというのはわからないんですけど、あつたんですかね、提案が。

○議長

住民生活課長、いま、繁田君のこの質問の中で、この項目の中にありますけど、サービスの向上とか要望の把握、苦情への対応等で、議会から、また住民

からいろいろ指摘があって、担当課として申し入れはなされていると思います。それについて、どういう改善策を持って今度の指定管理に申請されたか、というところを繁田君については聞かれています。その辺をきちっと住民生活課長、答弁してください。住民生活課長。

○住民生活課長

申請書の中でやはり研修計画が出されているところでございまして、その中には事業に関するもの、接遇に関するものというところの項目がございます。それは一定シルバー人材センターの中で、その辺は十分協議し、接遇について対応していくと、作成していくということで申請書には明記していただいているところでございます。

○議 長

繁田君。

○11番

私もよく利用させていただいてる立場ですしね、今後のやり方を拝見していきたいと思います。それで、何かあればまた指摘をさせていただきますので、そういう指摘がないようにですね、常に何て言うんですかね、連絡体制をとりながら、やっていただきたいと思います。

以上で結構です。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第76号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きますして

日程第30 議案第77号 平群町農村環境改善センターの指定管理者の指定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長

議案第77号 提案理由説明

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、平群町農村環境改善センターの評価、審査結果につきまして御説明申し上げます。

資料のほう、6ページのほうをお開きを願います。施設の名称でございますが、申し上げました平群町農村環境改善センターでございます。指定期間、申請者並びに公募等につきましては、先ほど担当課のほうより議案上程の中で申し上げましたとおりでございます。この改善センターにつきましては、非公募の施設でございますので、申請者よりの提出のありました書面による1次審査のみの評点ということでの審査を行ったところでございます。審査の結果といたしまして、集計のところに記載をしております2,100点中各選定委員の得点ということで、1,097点の得票がございましたので、これを良といたしまして、今回、指定管理の管理者といたしまして上程をさせていただきましたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長

資料の中の大字の表現についてはこれでよろしいですか。議案書と変わってきますけども、訂正するのであれば訂正するし。政策推進課長。

○政策推進課長

申しわけございません。申請者の名前でございますが、議案と同様に大字上庄ということで、申請者の名称並びに評点結果、また審査項目のところでございますが、訂正のほうをよろしくお願いいたします。申しわけございません。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第77号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第31 議案第78号 平群町活性化センターの指定管理者の指定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長

議案第78号 提案理由説明

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、本件の審査結果につきまして御説明のほうを申し上げます。

資料のほう、7ページのほうをお開きを願います。施設名並びに指定期間につきましても、先ほど担当課のほうで上程議案で述べさせていただきましたとおりでございます。本件の指定管理につきましては、公益財団法人平群町地域

振興センター並びに奈良交通株式会社ということで、2者の申請がございました。当然この施設につきましては、当初より公募という形で進めさせていただいておりましたので、申請のありました2者による審査ということで審査のほうを進めさせていただいたところでございます。審査の方法につきましては、申し上げております1次審査につきましては、それぞれの申請者より提出のございました申請書に基づく書面審査並びに2次審査につきましては、それぞれの申請者からのプレゼンテーションということで、2者のほうからプレゼンを受けて審査を行ったところでございます。審査結果につきましては、記載のとおりでございます。まず、集計の点数といたしまして4,200満点中、公益財団法人平群町地域振興センターの得点が2,567点、奈良交通株式会社の得点が2,452点ということで、点数で上回っておりました平群町地域振興センターを指定管理者ということで、選定委員会としては決定をしたところでございます。本日このように議案といたしまして議会のほうに上程をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。高幣君。

○7番

これは簡単に言えば、道の駅と、こういう解釈をしてるわけなんですけど、まず私が知りたいのは、この奈良交通さんと地域振興さんと、こういう二つの2点なんですけれど、この点数表を見させていただいて、まず町としては僅差であるこの二つをどんなふうにもまず受けとめられているのか。奈良交通さんが申し入れられた、地域振興が申し入れた、この僅差について、どんなふうにもまず受けとめられたのか、その点からお聞きします。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

僅差についての評価といいますか、どういうふうにも考えているかということで。ただ、こちらにつきましては、公の施設の選定委員会の審査結果ということでございまして、この結果を踏まえたとき、担当課としてはそういうふうにも考えております。

○議長

高幣君。

○7番

担当課としての答弁はそういうところでしょう。ただ、私が申し上げたいのは、実はこんなこと、自分のことを言っただけなんですけれど、25年の

3月まで、いわゆる本年の3月まで、その前約2年間監査という仕事をお与え
いただいて、毎月毎月いろんな観点から監査をさせていただきました。その中
で、重要視しておりましたのは、私はマーケティング力、ここ、道の駅とい
うのはお商売ですから、マーケティング力を常に見させていただいております。
そういう観点で、この評価点を見た場合、基本方針について、これ、差がある
のも、これは奈良交通さんが余りまだ理解がいったないからだと思います。

それから、現状認識、これは88点と84点と。現状認識で140点満点で
なきゃならないのが、地域振興自身が自分で88点だと、こういうふうに述
べてるわけですね。それから、内容を述べてるといのは点数が入ってるわけ
です。審査の結果が入ってるわけです。奈良交通さんで84点、ほとんど一緒だ
という結果なんです。これ、順番に見ていきますと、いろいろあるんですが、
管理体制とか研修計画・人材育成、それから緊急時の対応、この辺は奈良交通
のほうの点数が高いという、この結果を私はまず道の駅という根本から考えた
場合、緊急時の対応等については、奈良交通さんのほうが高いというのは非常
にいまの世の中、防災とか、いろんな観点で見た場合には、そういう見識があ
るのかなと、こういう判断をさせていただきました。

それから、情報公開はこれは別にしまして、事業計画、それからその下の自
主事業、こういうところの問題で気になったのは、サービスの向上策、ほぼ一
緒の点数だと。私自身いつも思っておりましたのは、いわゆるプロフィット、
いわゆる商売というものはサービスが第一だと思うんです。この辺について、
本当にこの辺の評価をなされたのかどうか、この辺に疑問を持っております。
それから、サービスの向上策、これも僅差で5点差ということですね。これも
大事なポイントなんです。というふうにいろいろまだまだあります。経費の節
減についても、ほとんど僅差。財務の健全性に至っては、逆に交通さんのほう
が非常に高い点になってると。それから、同じように収支予算、この辺につい
ても奈良交通のほうが高いと。

なぜそんなことを言うかといいますと、この地域振興センター、道の駅には
出資金というのが出てるわけです。町民の税金1億円が出てやってるわけです。
それで、この1年振り返ってみますと、寄附金行為でお金を800万円でした
か、町がいただいているわけなんですけれども、それもゼロ円になってる。なぜ
ならば、それは経営レベルの金額的などころをじっと見たときに、800万円
出せないという結論になって、こうなったわけです。というふうに見た場合、
本当にこの地域振興センターさんが今後これを受けるに当たって、改善点を明
示していただけるのかどうか、このあたりをお聞きしたいんです。

これはまた勧告するという意味で勧告をされるのかどうか、この辺の配点に

ついても勧告をして、ますます町民の皆さん方にお返しできる寄附金行為ができるような体制をつくってほしいと、当然要望していただくのが本筋だと思います。このあたり、担当事務局なのか担当課なのか、私はわかりませんが、ちょっと御答弁、この全体像を見たときの御答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

高幣議員の御質問にちょっと直接的な答弁になるかどうかわかりませんが、指定管理のまず応募要領の中で、町としましては、当然この施設のあり方というものはいままでいろいろ御指摘の中で思うところがあります。その中でモニタリングを実施していくと。町のほうもモニタリングを実施する。かつ指定管理者のほうも、それぞれ施設利用者の声を聞きながら、そちらの結果を町へ報告するというような自己の評価を提出するというような応募要領で出させていただいています。その結果を踏まえて、町は町としての評価を出して公表するというような形で応募要領で募集させていただきます。当然そういった形の中で、施設として、よい施設になるように取り組んでいくということになると思います。

○議 長

高幣君。

○7 番

揚げ足をとったらいけないんですけども、モニタリングの話は、実は私が任期中の間にモニタリングをやるべきだというふうなことを、いまの道の駅のほうに申し入れて、それが実行に移ったということも現実なんです。よそのああいうアンケート票を持ってかえってきて、これをやりなさいよと言ってやって、できたのがモニタリングなんです、現在やってるね。

そこで、もう一つだけお聞きします。この選定委員さんは、この道の駅に単純に言えば、見に行ったのか、お食事をされたのか、そういう現実をごらんになってた方々なのか、そのあたりはいかがですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

選定委員会の委員の選任にかかわることですので、事務局担当課のほうからお答えさせていただきます。

選定委員会の委員構成といたしましては、この指定管理者選定委員会の設置

要綱というのがございまして、そこで委員の構成について明記をされております。ちなみに申し上げましたら、総務防災課長、住民生活課長、福祉課長、都市建設課長、観光産業課長、教育委員会総務課長の以上、町の課長級の職員6人と、今回、前回の指定管理の議決をいただくときにも、いろいろ御意見をいただいておりますので、外部委員を選任するというところで1名の外部委員の方を選任をさせていただきました。この委員構成を7名で構成をいたしまして、選定を行ったところでございます。

以上です。

○議長

高幣君。

○7番

いま聞いた、現地で視察というふうな形のもの行われたんですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

あくまで選考ということでございますので、このそれぞれの委員さんを集めて、活性化センターとはどういう施設ですよというふうなことでの現地説明会的なものはやってはおりません。

以上です。

○議長

高幣君。

○7番

やはりこういうふうなプロフィット的なね、施設についてはやはり現地を見た上で判断していただくように持っていくべきじゃなかったかなと思います。そういう意味で、その下のほうにあるサービスの向上についてはほぼ一緒であるというね、このサービスについて申し上げますと、本当にそうだったのかどうか私はわかりませんが、自分の見た感じで、このサービス精神のあるかないかが大きなポイントになってくると思うんです。こういうところも私、これはきょう見まして、どういうふうな形で選定をされたのかというふうに、いわゆる選定の仕方というよりも感覚ですよ。このあたりが非常に気になってるところです。いろいろ言ったとしても、基本的にこのルールどおりで決めていくと地域振興センターが当確って言うんですか、当確されてるわけですから、ぜひ私はお願いしておきたいのは、やはり今回のこの結果を見て、地域振興センターに対する改善策の要望をやはり町としてきちっとお出しいただきたいなと思いますが、そのあたりは。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

今回、指定管理者を公募するに当たり、募集要領並びに活性化センターの仕様書というものをつくって応募いただいたということです。当然その中には、今後こうしてほしいとった町の思いを含めた中での要領ということでありまして、当然それを踏まえた中での応募であった結果であるというふうに御認識いただけたらと思います。

○議 長

高幣君。

○7 番

それはおかしいと思います。応募であって、応募の結果がこういう僅差が出たら、どのポイントについて、今後は改善してほしいというふうな要求をするのが当たり前じゃないかと私は思いますが。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

応募いただいた書類及びプレゼンテーションに基づきまして、審査会を開いていただいたということになります。ほんで、その審査の結果がこのような得点に至ったということの中での選定であるということ御理解いただきたいと思えます。

○議 長

高幣君。

○7 番

御理解というよりも、やはり私が言ってるのは、これ、決まったと一緒にですから、今後どういうふうに改善していったらほしいかというのもまとめてね、出してもらえませんかということをおっしゃってます。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

今回、こういう形で公募によりまして指定管理者のほうを選考させていただいたところでございます。あくまでこれは要綱の中の話ですので、私のほうからちょっと御説明をさせていただけたらということなんです、今回この指定管理につきましては、一定議員も御承知のとおり、あの施設については一定収益が見込める施設でございます。そういう意味で、いわゆるマーケティング的

な発想ということがおっしゃられたのかなというふうには理解をしているところでございます。

今回その指定管理の中で、町のほうが指定管理者にお願いをしたといいますか、指定管理の要綱の中に加えたところでございますが、一定収益が上がる施設ということを見込みまして、売上げの何%、基準というのを設けさせていただいて、売上げの一定%、記載しておりますのが2.2%ということで、出ておりますので、振興センターは2.2%ということで提案をしてみましたので、その金額を毎年町のほうに負担をするというふうな契約条項といたしますか、条件を加えながら、今回公募を行ったところでございますので、一定いままでのように、経営状況に応じた形で地域振興センターが自主的に町のほうに何がしかの負担をするのではなく、次年度以降は、それはやっぱり経営者としての義務になってまいりますので、その辺も含めて、今後地域振興センター、指定管理者の取り組みというのを見ていけたらなというふうには考えておるところでございます。

○議長

高幣君。

○7番

一定のそういう課すと言うんですか、それはできたということですから、それは進歩だと思います。ただ、2.2%を戻すと言うならば、価格の中に入れるんじゃないかと、自分たちの経営努力の中でできるようにと、このポイントを忘れないようお願いしたいと思うんです。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

これ、サービス業ですね、いま近鉄さんの売店もですね、ファミリーマートに変わっております。それとですね、大阪市の地下鉄の売店はファミリーマートとポプラに変わっているんじゃないかなと思うんですけどね。それは別としてですね、こういうものは、私個人的には新しい風を入れるべきだと思うんですけども、その中で、指定管理料の範囲で実施する事業ということで、これでポイントが50ポイント差があるんですけど、具体的に、逆に言えばですね、奈良交通より地域振興センターの50ポイントの差の事業を教えてください。

○議長

点数について答え、政策推進課長。

○政策推進課長

ちょっと私自身、選考委員でございませんので、どうかというところもござい
ますが、一定この基準の中での考え方という部分で、指定管理料の範囲の中
で実施をする自主事業ということで、やはりこの施設につきましては、当然収
益施設という部分の側面もございしますが、やはり地域の活性化というのを機と
した施設でございますので、いろんな施設による地域の皆様方と一緒にあった、
また地域の皆様方に対しての還元ができるようなさまざまな事業というのを、
いま現在地域振興センターの中でもやっているというふうにお聞きしております
ので、そういった事業を今後発展的に展開をされていくというふうなことで
の点数なり、また評価項目であるということで御理解のほうをいただけたらと
思います。

○議 長

森田君。

○ 4 番

私の質問が適切かどうかなんてわからないんですけど、こういう、いま担当
課長からですね、仕様書を示されたと。プレゼンの資料も出ておるといこと
ですので、機会があれば、議員にも示していただきたいというふうにお願いだ
け申し上げておきます。

○議 長

ほかございませんか。繁田君。

○ 1 1 番

多分、森田議員がお聞きしてることと同種のことになるんですけどね、事業
計画、指定管理料の範囲で実施する事業、それからもう一つが自主事業という
ふうに二つに分かれててですね、それぞれのポイントがやはり奈良交通のほう
が低いんですね。50ポイントと45ポイント低いのかな。この差というのは
どこから出てきてるのかなっていうふうに思うんですよ。地域振興センターに
対しては失礼な言い方かもしれませんが、例えばイベントなんかの計画立案能
力で言えば、おそらく奈良交通のほうが経験も豊富やし、ノウハウも知ってお
られるから、そこではかなり私は奈良交通のほうがポイントは上に来るのかな
と思ってたんだけど、予想に反して逆の結果になってるわけですね。だから、
この差が出てきたのはどういうところから、こんだけの差がついたんかなって
いう、そういう説明をしていただけたらいいんですが、できますか。

発言する者あり

○議 長

ちょっと待ってください。馬本君。

○ 1 1 番

いやいや、答えてもらってくださいよ。出るはずやん、そんなん。

○ 1 2 番

いやいや、やっぱりね、ここにははんのね、7人で審査してはんねや。それ、7人ここに全部いはんのかって、1人足らんと思うわ、まあ、ないな。その人のを聞いて、皆に聞くんかいな。いやいや、例えの話。せやからね、私はそれはちょっと答えられへんちゃうかなと、行政がな、というふうに思います。それは議長、あとは繁田さんの質問に対して、あとは議長の運営で図ってください。

○ 議 長

はい。先ほどの繁田君の質問については、要は審査委員会の内部のような答えになりますので、それについては、担当課からは難しいかなと私は思います。ただ、その点数をつけた後でどう考えていくかというのは、担当課としては十分答えられると思いますので。

○ 1 2 番

ちゃう、7人で審査してるからな。採点や。

○ 議 長

繁田君。

○ 1 1 番

はい、すみません。ちょっと言い方が悪かったのかな。もちろんその7人の選定委員さんがいらっしゃって、それぞれにポイントをつけられて、そのトータルとして出てきてるわけなんですけれども、このやっぱり詳細を見るとね、例えば指定管理料の範囲で実施できる事業に対して、評価のポイントというのが三つほど上がっていると。それに対して、普通と言える評価やったら15点ですやんか。すぐれているという評価やったら20ポイントになるわけやけど、だからその評価のポイントから見てですね、A社の提案については、町民の視点から立って、非常に町の活性化に寄与してるような提案があったから点数が高いと。B社については、ノウハウはあるけれども、町民の視点とか町民の参画という部分からついたら、その面から見たら説得力が弱いから、やや点数が低かったとかいう説明はね、できると思うんですよ。

さっきもちょっと言ったみたいに、企画立案能力で言ったら、絶対奈良交通さんのほうが私はあると思うんですよ。かつて地域振興センターの役を受け持たせていただいたときにも何度か提案、提言もさせていただきました。経営の活性化についてですね、大きな観光会社とか旅行会社とタイアップをしてバス

ツアーを組んで企画をして、道の駅にお昼立ち寄って、そこで食事をしていただいて、お買い物をしていただいて、信貴山に行くとか法隆寺に行くとか、そういうツアーなんかもね、どんどん企画して旅行会社とタイアップしてできるんじゃないかということも言ったんやけど、その能力がないから、それについてはようしないということやったんですよね、昔の話ですけども。

「違う、それは違う」の声あり

○ 1 1 番

地域振興センターとしては、それはようしないということは言わはったんですよ、私聞いているわけですよ。

「私も聞いている」の声あり

○ 1 1 番

だから、残念やねと。せっかくいい施設があるのにそれは残念やという話をした記憶があるんですよ。だから、そういう意味から言うと、奈良交通のほうがこの部分で点数が低いというのは、どうしても私としては納得できないんですよ。だから、どういう視点で評価をしたからこれが低いんか、あるいは何て言うのかな、余りにも営利目的に走り過ぎて、町民参画という視点が欠けていたから点数が低かったんかというふうな合理的な説明があれば、なるほどそうやったんかというふうに納得ができるんですけれども、どうもいまの説明だけやったら、納得ができないんでお聞きしてるんですが、誰かそういう説明できます。

○ 議 長

ここで時間延長、午後 7 時までいたします。

それと、いまの経緯について、きちっと議事進行のために 10 分間だけ休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 5 時 5 6 分)

再 開 (午後 6 時 1 0 分)

○ 議 長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

政策推進課長、先に答弁ちょっと。政策推進課長。

○政策推進課長

貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。先ほど繁田議員のほうから御質問いただきました今回の評定にかかわります、いわゆる申請者の事業計画についての点数の評価について、どのように考えておられるのかというところでございます。

基本的には今回の評点といいますのは、7人の選考委員の皆様方の、いわゆる集計による結果というところではございますが、この審査表の、きょう本日資料でおつけをさせていただいております審査表の中の事業計画のところに評価のポイントということで記載をされているところでございますが、単に収益性だけや利益だけやという部分ではなしに、やはりこういった地域のコミュニティー施設の要件を抱えた施設の指定管理でございますので、いわゆる地域との連携であるとか、また地域に対してのサービスの向上、地域の振興、発展につながるような事業というのが、やはり重きを置かれるべきではないかというふうな評点項目、評価のポイントがございます。そういった意味で、いままでこの活性化センターにつきましては、地域振興センターが建設以来、委託管理並びに指定管理者として、長年その上に携わっておったというふうな実績がいろんな地域の団体の方、また、これ、農業施設でございますので、農業団体の方等々に評価をされていたということも踏まえて、そういった実績について、一定評価委員の中での評価が得られたのではないかなというふうなことは思っているような次第でございます。

○議 長

繁田君。

○11番

わかりました。いま実際問題として、やっぱり地域振興センターの運営の仕方については、正直言って御批判も結構出ていますので、今後そういう批判をはねのけるぐらいの経営体制をとっていただきたいし、自分たちのお給料は自分たちでつくるんだという、それぐらいの意気込みを持ってですね、しっかりやっていただきたいと思えますし、こちらのほうも見守っていきたいと思えます。

先ほどの私の発言の中でですね、観光会社とタイアップして云々ということも申し上げました。ただ、それができなかったということは監査委員さんから御指摘を受けたんですが、経営上の問題等々もあってできなかったと。決して

能力的な問題ではないということでありましたので、すみません、訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第78号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第32 議案第79号 平群町都市公園の指定管理者の指定について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長

議案第79号 提案理由説明

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

すみません、補足資料のほうの説明でございますが、2ページのほうをお開きを願います。先ほど体育施設のところで御説明申し上げましたが、体育施設

と、いま原課のほうから議案説明ございました公園施設につきましては、管理上の効率性、利便性を図るということで、一体管理ということで施設をあわせましての公募という形で公募をとらせていただきました。その結果といたしまして、こちらに記載のと通りの点数となっております。申し上げましたら、4, 200点中2, 573点ということで、公益財団法人平群町地域振興センターが得点をいたしたということでございますので、あわせて御説明申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第79号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第33 議案第80号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等
の変更について

日程第34 議案第81号 奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について

以上2件については、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由を求めます。総務防災課参事。

○総務防災課参事

議案第80号 議案第81号 提案理由説明

○議長

これより議案第80号、議案第81号に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

広域消防になることで、組織をする市町村の変更はわかるんですが、規約のほうには新たに奈良県広域消防組合を入れるって、こうなってて、ほんで組織する市町村等の変更については、それは書かれてないんですね。要するに、これまで西和とか中吉野とか、そういう広域がなくなるということで数が減るって書いてあるんですけど、これはどういうことなのか、その説明が一つと。

それからね、きょうでなくていいんですけど、これ、奈良県市町村総合事務組合でしょう。この中にいろんな組み合わせがあるわけでしょう。多分そうやと思うんですけど、いまごろ聞くべきではないのかもわからんけれども、ちょっとその組織図ね、これから広域がいろんなもんができて、例えば退手組合だったら宇陀市とか葛城市とか、この近々、この10年以内に平成の大合併で市になったところは町村の退手組合に入ってますけども、それ以外の市は別のところもありますよね。広域消防で言ったって、生駒市と奈良市が入ってない。そういうものあるわけですよ。でも、これは全体の事務組合として扱いになってるんで、きょうでなくていいですから、ちょっとどういう組織図になんのかね、1回整理して示してほしいんです。今後、審議する上でそういうのがあると役に立つもんですから。いつもね、これ、変わる部分だけしか出てこないんでね。そのことは一つお願いと。ほんで、最初のほうのことについてはちょっと答弁していただけますか。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

議案第80号、議案第81号の次にですね、別紙としまして、奈良県市町村総合事務組合の規約の一部を改正する規約というのを添付しています。この中でですね、先ほど山口議員が御質問されました西和消防組合、宇陀広域消防組合及び中吉野消防組合、香芝・広陵消防組合を削りまして、新たに奈良県広域消防組合を入れるというふうに規約で変更しております。

あとですね、この次にですね、新旧対照表がついてございます。この中でですね、別記1、別記2としましてですね、改正後、現行とございましてですね、

この3ページでございます。この中にですね、常勤の職員に関する退職金の支給に関することについては、この組合市町村、葛城市からですね、ずっとありまして、ほんで、その次にこの奈良県市町村総合事務組合はですね、退職金の支払いだけではなくですね、市町村会館の運営や管理や職員の研修等の事務を行っておりますので、この研修等につきましては、奈良市から東吉野村まで参加しておると。

3番目にですね、地方公務員の災害補償等の事務につきましてはですね、葛城市から、この東吉野村までの市町村が入っておるということでございます。

以上です。

○議長

山口君。

○6番

とりあえず、別記2を見ればこれで全部やということですね。ほんなら、それはそれで結構です。

最初に聞いた、普通に考えればね、変更って言うてるわけやから、規約はわかるんですよ、このとおりでいいんです、規約でそういうふうに変えるのは。でも、変更って言ってんのに、減らすだけで増やす分については変更にならないのかっていう疑問があったから最初に聞いたんです。これはこれでいいんですね。いいんやろうけど、よそもそうみたいやからいいんやけど、普通に考えれば、一般の常識から見ればちょっとどうかなというふうに思ったんで、これまた出るというわけじゃないんでしょう。いまのところ、4月1日の予定で奈良県広域消防ができるから、その予定なんでしょうけど。まあ、いいです。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

要するに、この二つの規約の変更の議案につきましてはですね、奈良県が示したものでございまして、一応この奈良県市町村総合事務組合に入る市町村、または構成する消防組合については、同じ議案を提出しているということで御理解をお願いします。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案２件に対する質疑を終結いたします。
これより議案第８０号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第８０号ついて採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第８０号については原案どおり可決することに決しました。
続きまして、議案第８１号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第８１号ついて採決を行います。
本案は原案のとおり可決をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第８１号については原案どおり可決することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 ６時２８分)